

仮 訳

平成 16 年 11 月 5 日版

玩具産業国際協議会：「企業行動規範」

C A R E プロセス

2003 年版

ICTI (玩具産業国際協議会)

企業行動規範

各国の玩具業界団体の連盟である玩具産業国際協議会(ICTI)は、その会員会社を代表し、「法律に合致した、安全な、そして健康に配慮した方法により玩具工場の操業を行うこと」について、主体的に関与することを表明(公約・commit)するものである。また、「児童労働・強制労働・囚人労働*の禁止の原則」、「性別・民族・宗教を理由とする就労拒否の禁止の原則」、「工場が環境保護に関する法律を遵守するという原則」を支持するものである。ICTI 会員のために玩具製造を行っている会社との間での玩具供給契約には、これらの原則を遵守する旨を明記しなければならない。

ICTI の役割は、個々の会員会社がこの「行動規範」を遵守出来るように、会員に対する情報提供、教育、調査を行うことである。ICTI は、(業界団体の)連盟として、地方政府・中央政府に対し「賃金・労働時間・工場の安全・衛生に関する法律」を実施することを奨励するよう、行動する。

「会員会社がそれに適合することが期待され、又、予め会員会社の下請との契約に盛り込まれることが期待される、操業を行っていく上での特定の条件」は、以下のとおりである。

1) 労働

- a) 1週間の労働時間、賃金、時間外労働手当は、法律の基準に適合すること。該当する法律が存在しない場合には、人道、安全、肉体的に(休息を取り、体力を回復する)再生産可能な労働条件を提供すること。
- b) 玩具製造のあらゆる場面において、法律上の最低労働年齢に満たない者を雇ってはならない。いかなる場合でも14歳を最低年齢とする。ただし、上記の規定にかかわらず、国際労働機関(ILO)の「第138号 最低年齢条約」(1973年)及び「第182号 最悪の形態の児童労働条約」(1999年)は適用する。
- c) 強制労働、囚人労働は禁止する*。労働者は、自分の受持ち時間が終わったら自由に退社することができる。警備員は、通常的安全上の理由で必要な場合にのみ配置すること。
- d) 全ての労働者は、法律によって付与されている、病気および出産についての休暇等の権利を有する。
- e) 全ての労働者は、国内法が定める「被庸者を代表する権利」を自由に行使することができる。

2) 作業場

- a) 玩具工場は、従業員のために安全な作業環境を提供し、「衛生及び危険からの保護に関する（適用可能な）国内法」全てに適合するか、それ（その基準）を上回ること。
- b) 工場は、適切な照明と換気が行われていること。また、通路と出口は、いかなる時でも利用可能なものであること。
- c) 緊急時には、適切な医療支援が受けられること。また、指定された従業員については、緊急処置の訓練がなされていること。
- d) 適切、かつ、よく認知された非常口があること。また、従業員全てが非常の際の避難訓練を受けていること。
- e) 保護用安全装置・器具が利用できるようになっていること。従業員がその使用方法の訓練を受けていること。
- f) 機械類の事故防止装置は、国内法の要求に適合しているか、それ（その基準）を上回ること。
- g) その国の衛生面の要求を満たし、適切(量的に十分)なトイレの設備があり、それらが適切に維持されていること。
- h) 食事やその他の休憩が適切に提供され、かつ、そのための施設があること。
- i) 工場に従業員宿舎がある場合は、宿舎の部屋や衛生設備は基礎的ニーズを満たし、適切な換気が行われ、「防火」やその他の国内法の要求を満たしていること。
- j) 精神的、肉体的な懲戒措置が用いられないこと。

3) 遵守

- a) この「行動規範」の目的は、企業が行動する上で拠り所となる基準を制定し、教育し、責任ある製造に向けての主体的関与（commit）を奨励することによって、罰することを目的としているものではない。
- b) 遵守を確認するために、ICTI 会員会社は、自社の施設及び下請業者の施設を評価しなければならない。すべての帳簿・記録を調べ、施設の現場検査を行う。また、下請業者に対しても、その下請業者（孫請業者）に対して同様の検査を行うよう求める。
- c) この「行動規範」への遵守に関する年次報告書には、それぞれの製造会社又は下請業者の担当者が署名を行う。
- d) 玩具の製造契約には、根本的にこの「行動規範」に適合しない場合や適時（timely）に改善実施計画が実行に移されていない場合は、契約解除に至る程度の契約違反となる旨が提示されるべきである。
- e) 製造される玩具の種類や製造方法は多岐にわたり、また、工場の規模や従業員の数も多岐にわたるため、この「行動規範」を遵守しているかどうかを決定するためのガイドラインとして三つの付属文書を付けている。付属文書の条項を適用するかどうか（の判断）は、社会通念（a rule of reason）によるものとする。
- f) この「行動規範」は、全ての従業員が入手できるように、その国の言語によるものを作り、掲示するか提供することとする。

* 多くの国では、囚人労働は社会復帰のために不可欠なものと認識されている。この条項は、囚人が作った物品の輸入を禁止・制限している国に対して、囚人労働による製品を輸出することを禁じるものである。

注: この「行動規範」は、「付属文書 : (「企業行動規範」が) 遵守されているかどうかの評価の方法」、「付属文書 : 監査のチェック・リスト」、「付属文書 : 改善実施計画」と共に使用すること。

付属文書 I

(「企業行動規範」が) 遵守されているかどうかの評価の方法

(企業行動規範が) 遵守されているかどうかの評価にあたっては、以下の手続が必要と考えられる。

- 現地法を調べる (チェックする)
- 現場への訪問/検査を行う
- 労働者にインタビューする

1) 児童労働

- a) 現地法を調べる (チェックする)
- b) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- c) 無作為のサンプリングにより、労働者の同一性 (identification) をチェックする
- d) 「疑わしい」若い労働者の人事記録をチェックする
- e) 「疑わしい」労働者をインタビューする
- f) その他の証拠をチェックする

2) 囚人/強制労働

(i) 囚人労働

- a) 現地法を調べる (チェックする)
- b) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- c) 事前通知なしに訪問を行う
- d) 下請業者のリストをチェックする
- e) その他の証拠をチェックする

(ii) 強制労働

- a) 現地法を調べる (チェックする)
- b) 労働者をインタビューする
- c) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- d) 自由意思による時間外労働の記録をチェックする
- e) その他の証拠をチェックする

3) 労働時間

- a) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- b) 現地法を調べる（チェックする）
- c) 無作為にタイム・カードをチェックし、給料支払簿の記録と比較する
- d) 労働者をインタビューする
- e) その他の証拠をチェックする

4) 賃金および補償

- a) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする（例えば、保険、医療、住宅、等）
- b) 現地法を調べる（チェックする）
- c) 給料支払簿の記録をチェックする
- d) 労働者をインタビューする
- e) その他の証拠をチェックする

5) 差別

- a) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- b) 現地法を調べる（チェックする）
- c) その他の証拠をチェックする

6) 作業環境

- a) 現地検査を行う
- b) 労働者をインタビューする
- c) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- d) 現地法を調べる（チェックする）
- e) 怪我/病気の記録をチェックする
- f) その他の証拠をチェックする

7) 産業の安全

- a) 現地法を調べる（チェックする）
- b) 文書化された、工場の「方針」と「手順」をチェックする
- c) 現地検査を行う
- d) 工場事故記録を調査する
- e) 「ICTI 防火緊急対策マニュアル」を参照する
- f) その他の証拠をチェックする

注： この文書は、「企業行動規範」の本文と、「付属文書：監査のチェック・リスト」、「付属文書：改善実施計画」とともに使用すること。

付属文書

監査のチェック・リスト

この付属文書（付属文書 II）と（それを構成する）「ガイダンス・ドキュメント」の中での「試験」という文言は、工場の経営陣によって行われた試験を意味する

1a. 会社概要

会社名 _____（英語および現地語）

下請製造企業名 _____（英語および現地語）

所在地 _____（英語および現地語）

電話番号 _____ ファックス番号 _____

ICTI 企業行動規範の責任役員 _____

住所 _____

電話番号 _____ ファックス番号 _____

e-メール _____

製造している代表的な製品（具体的な製品名を例示）を記入してください。

北米産業分類システム (NAICS)

事業コード番号 _____

(NAICS のコード番号を記入)

1b. 会社組織図

組織の全体を示す図を添付してください。

1c. 従業員数

以下の業務における推定従業員数を記入してください。

| 業務 | 従業員数 |
|-----------|------|
| 工場内での管理部門 | |
| 事務所での管理部門 | |
| エンジニア | |
| メンテナンス | |
| 生産 | |
| 品質保証 | |
| 品質管理 | |
| 倉庫 / 配送 | |
| その他 | |
| 従業員の合計 | |

1d. 使用言語

従業員が使用している主な言語を記入してください。

1e. 製造工程

会社がどのような製造工程と工具室の機械類を装備(保有)しているのか示して下さい。

| 製造工程 | 詳細説明 |
|---------------------|------|
| ブロー成型 | |
| ダイキャストイング | |
| 電子装置の組立 (アセンブル) | |
| フラットベルト コンベヤー | |
| 一般の 金属加工の作業所 | |
| 射出成型 | |
| めっき加工処理 | |
| 印刷・梱包処理 | |
| ルーティング・マシ ーン(植毛) | |
| ロート・キャストイ ング | |
| 縫製機械 | |
| シルクスクリーン 印刷 | |
| 吹き付け塗装 | |
| タンポ印刷 | |
| 工具室 | |
| 超音波溶接 | |
| 木材の加工処理 | |
| その他 | |

1f. 会社の間取り図を記入してください。(製造施設、オフィス、社員寮などをできるだけ正確に)

工場の全体のレイアウト図を添付してください。

2. 労働時間

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|------------|------------|------|----|
| 2.1 施設の就業時間および残業時間について現地法に適合した「文書化された方針」がありますか？ 方針書を発行した日_____ | [] | [] | | |
| 2.2 法律で定められた労働時間や施設での労働時間について、全ての従業員に公開されていますか？ | [] | [] | | |
| 2.3 労働時間は適切な方法で文書化されていますか？(タイムカードなど) | [] | [] | | |
| 2.4 残業は従業員の自由意思によって行われていますか？ | [] | [] | | |
| 2.5 1日当りの最大労働時間を記入してください。_____時間 1週当り _____ 時間 その時間は法律で定められた時間や文書により規定された時間の範囲内のものでですか？ | [] | [] | | |
| 2.6 1ヶ月当りの最長残業時間を教えてください。_____時間 (詳細な内容を記入してください) その時間は法律で定めた時間や文書により規定された時間に適合していますか？ | [] | [] | [] | |
| 2.7 従業員は週1回の休みが認められていますか？ | [] | [] | | |
| 2.8 従業員は、病気または妊娠している時に医師の診断書があれば、休みをとることができますか？ | [] | [] | | |
| 2.9 従業員は適切な休憩がとれますか？ a) 食事の休憩 b) 個人的な休憩 | [] [] | [] [] | | |

3. 賃金および補償

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|--|
| 3.1 賃金および（労災などの）補償についての現地法に適合した「文書化された方針」がありますか？ 「方針」を発行した日_____ | [] | [] | | |
| 3.2 法律の、及び会社の最低賃金について従業員に通知するか公表していますか？ | [] | [] | | |
| 3.3 賃金および補償は合法的なもので、会社の「方針」に適合していますか？ 最低時間給 最低残業給 通常の稼働日：_____ 休日：_____ 祝日：_____ | [] | [] | | 法律で定めた 最低時間給： 最低残業給： 通常の稼働日：_____ 休日：_____ 祝日：_____ |
| 3.4 法的に要求された源泉徴収は正しく徴収され、適切な機関に支払われていますか？説明してください。 | [] | [] | | |
| 3.5 従業員は採用に先立って源泉徴収および他の控除について説明を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 3.6 食事および住居に関する控除は合理的かつ合法のものですか？ | [] | [] | [] | |
| 3.7 会社の控除項目は適切かつ合法のものですか？ | [] | [] | [] | |
| 3.8 法律で定められた手当（ボーナス、有給休暇、食事手当等）を支給していますか？詳細を記入してください。 | [] | [] | | |
| 3.9 従業員は給与支払の控えを渡されていますか？ | [] | [] | | |
| 3.10 従業員は適切な時期に給与の支払を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 3.11 従業員は支払われた給与をすぐに使用することができますか？ | [] | [] | | |

4. 児童の就業

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 4.1 情報収集を目的とした質問です。会社の属する国では就学を義務とする年齢が制定されていますか？ それは、何歳ですか？ _____ 歳 | [] | [] | | |
| 4.2 施設では採用する従業員の最低年齢に関する「方針」について文書化していますか？ 「方針」を発行した日 _____ 作成している場合、その最低年齢を記入してください。 _____ 歳 それは標準的な要求に適合するものですか？ | [] | [] | | |
| 4.3 最低年齢を定めた法律が存在しない場合、施設での最低採用年齢は ICTI 企業行動規範の方針に適合するものですか？ | [] | [] | | |
| 4.4 法律又は「会社の方針」は、全ての従業員に伝達されていますか？ | [] | [] | | |
| 4.5 従業員の年齢は、「会社の方針」又は現地法に従っていますか？ | [] | [] | | |
| 4.6 若年の従業員を採用している場合、法律で規定された業務に就業させていますか？ | [] | [] | [] | |
| 4.7 年齢に関する情報を書面で記録・保管していますか？ | [] | [] | | |

5a. 強制労働

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 5.1 施設では、ICTI 企業行動規範に定められた要求事項に適合する強制労働に関する「文書化された方針」がありますか？ 「方針」を発行した日_____ | [] | [] | | |
| 5.2 施設では強制労働を行っていますか？ | [] | [] | | |
| 5.3 施設では借金を抱えた労働を行っていますか？ | [] | [] | | |
| 5.4 従業員は合理的な通知を行えば雇用関係を解除することができますか？ | [] | [] | | |
| 5.5 従業員に強制労働を課すために、警備員や監督者を用いている証拠がありますか？ | [] | [] | | |

5b. 囚人労働

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|--|-----|-----|------|----|
| 5.6 施設では施設内における囚人労働の使用や刑務所への下請けに関する「文書化された方針」を作成していますか？ 「方針」を発行した日_____ | [] | [] | | |
| 5.7 施設では囚人労働を採用していますか？ | [] | [] | | |

6. 懲戒

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 6.1 施設では（精神的および肉体的な虐待を伴わない）懲戒に関する「文書化された手順」がありますか？ 文書を発行した日_____ | [] | [] | | |
| 6.2 その内容は従業員全員に伝えられていますか？ | [] | [] | | |
| 6.3 体罰や肉体的強制が行われている証拠はありますか？ | [] | [] | | |
| 6.4 警備員や監督者が過度の精神的虐待、言葉による虐待、脅迫を行っている証拠はありますか？ | [] | [] | | |
| 6.5 警備員や他の指名された人物（監督者以外）が従業員の懲戒を行っている証拠はありますか？ | [] | [] | | |
| 6.6 懲戒のため、不合理な罰金がかかっていますか？そうであれば、罰金とその違反内容を記入してください。 | [] | [] | | |

7. 差別

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|--|-------------------|-------------------|------|----|
| 7.1 施設では差別に関する「文書化された方針」を作成していますか？ 「方針書」を発行した日_____ この「方針書」は全員に知らされていますか | [] | [] | | |
| 7.2 従業員募集に際して差別が行われている証拠がありますか？ 職場において 解雇の形態において | [] [] [] | [] [] [] | | |

8. 従業員の代表

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 8.1 従業員は問題が生じた際、経営側と交渉することができますか？ | [] | [] | | |
| 8.2 適切な従業員代表（団）は決められていますか？ | [] | [] | | |
| 8.3 従業員代表（団）と接触するための経営側の代表（団）はありますか？ | [] | [] | | |
| 8.4 従業員代表（団）と経営側との定期会合が開かれ、その内容は記録・保管されていますか？ | [] | [] | | |
| 8.5 従業員代表（団）は「ICTI 企業行動規範」、その関連文書、又は施設で定めた同等の規約を認識していますか？ | [] | [] | | |
| 8.6 「ICTI 企業行動規範」に関する懸案について経営側も行動を起こした証拠がありますか？説明してください。 | [] | [] | | |
| 8.7 従業員代表（団）と他の従業員とを平等に扱っていない証拠がありますか？説明してください。 | [] | [] | | |

9. 施設

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 9.1 施設は「健康、安全、環境、労働条件に関する、現地法を採用する」旨の「文書化された方針」を作成していますか？ 発行日_____ | [] | [] | | |
| 9.2 健康、安全、厚生、および施設全般に関する経営側の代表は決められていますか？ 代表者名_____ | [] | [] | | |
| 9.3 施設は清潔で、かつ良好な状態ですか？ 通路 構内および倉庫 エレベーターおよび階段 製造現場 電子装置 その他 | [] | [] | | |
| 9.4 施設では定期検査を行っていますか？ | [] | [] | | |
| 9.5 すべての機械類、装置、施設は安全な作業状況に置かれ、故障の際は適切な修理が行われていますか？ | [] | [] | | |
| 9.6 緊急事態を内部および外部へ通知する効果的な手段がありますか？ | [] | [] | | |
| 9.7 温度および湿度は作業を安全に行える状態に管理されていますか？ | [] | [] | | |
| 9.8 全般的な換気管理により安全な作業環境が確保されていますか？ | [] | [] | | |
| 9.9 照明の明るさは適切ですか？ | [] | [] | | |
| 9.10 定期的かつ組織立った廃棄物収集が行われていますか？ 最終収集日_____ | [] | [] | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 9.11 全ての建造物の物理的・構造的な統合性について、専門的な評価を受けていますか？ これは工場が保有している“占有証明書”によって証明されるものである。 最終評価日_____ | [] | [] | | |
| 9.12 ボイラー、非火力の圧力容器、炉は専門業者の検査を受けていますか？ 最終検査日_____ | [] | [] | | |
| 9.13 床の許容荷積み重量の制限値が設定され、掲示され、守られていますか。 | [] | [] | | |
| 9.14 施設が過去12ヶ月以内に労働環境条件等に関する法律に違反して、召喚や罰則を受けている場合、違反とされた全ての事項を要求期間内に改善しましたか？ | [] | [] | [] | |
| 9.15 従業員は飲用目的で飲料水を使用することができますか？ | [] | [] | | |
| 9.16 トイレ設備は量的に適切であり、機能的かつ清潔ですか？ | [] | [] | | |
| 9.17 手を洗うための設備があり、機能的かつ清潔に保たれ、トイレ設備の中に設置されていますか？ | [] | [] | | |
| 9.18 警備員は適切に訓練されていますか？ | [] | [] | | |
| 9.19 喫煙に関する規則は守られていますか？ | [] | [] | | |

10. 防火

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| A) 緊急時対策 | | | | |
| 10.1 施設では「文書化された、適切な、緊急時対策プラン」がありますか？ | [] | [] | | |
| 10.2 従業員は防火および緊急時対策の訓練を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 10.3 施設の現場責任者は、防火手順や対策プランに関する管理も担当するよう指定されていますか？ | [] | [] | | |
| B) 出口および避難 | | | | |
| 10.4 施設には従業員に避難を知らせる非常警報システムがありますか？ | [] | [] | | |
| 10.5 非常時ライトは適切なところに設置され、定期検査を行っていますか？ | [] | [] | | |
| 10.6 通路と非常口のドアは内部と外部にわかりやすく表示・点灯され、通りやすい場所に設置され、かつドアの内外に障害物はありませんか？ | [] | [] | | |
| 10.7 作業現場には出口の方向がわかりやすく示された避難経路がありますか？ | [] | [] | | |
| 10.8 各従業員は、離れた箇所にある2つ以上の非常口を使用できますか？ | [] | [] | | |
| 10.9 非常口と間違われやすいドア、通路、その他のものは、「出口ではない」旨を表示してありますか？ | [] | [] | | |
| 10.10 非常口のドアは進行方向に自由に（鍵がかかっていない）開き、また特別な知識がなくても開けられますか？ | [] | [] | | |
| 10.11 施設では緊急避難訓練を毎年行っていますか？ | [] | [] | | |

| | | | | |
|-----------------|--|-----|-----|--|
| C) 施設の管理 | | | | |
| 10.12 | ごみ箱は非可燃性の容器で、かつ定期的に中を空にしていますか？ | [] | [] | |
| 10.13 | 可燃性の作業屑、碎片、廃物（例：油を含んだ布）は蓋のある金属製容器に入れられ、その容器は速やかに作業場から別のところに移されていますか？ | [] | [] | |
| 10.14 | 作業場周辺に過剰な可燃性の物質はありませんか？ | [] | [] | |
| 10.15 | 床は液体がこぼれていたり、材料などが置いてありませんか？ | [] | [] | |
| 10.16 | 容器は内容物を示すラベルが貼られ、かつ適切な場所に設置されていますか？ | [] | [] | |
| 10.17 | 危険な場所は勿論、その他の場所にも「禁煙」サインが表示されていますか？ | [] | [] | |
| 10.18 | 移動式ヒーター、モーター、炉など発熱性の装置は、可燃性物質（粉じん、グリース、オイル、繊維など）と離れた場所に設置してありますか？ | [] | [] | |
| 10.19 | 材料は建物の中又は外の適切な場所に保管されていますか？ | [] | [] | |
| D) 電気関係 | | | | |
| 10.20 | 電気装置と導線は適切に管理され、導線が露出しないように保護/絶縁されていますか？ | [] | [] | |
| 10.21 | 導線は、取付具、プラグ、回線ブレーカーなどに適切に接合されていますか？ | [] | [] | |
| 10.22 | 「電気のカバー」は接続箱や差込み口、配電盤に取り付けられていますか。また、それらの開閉に障害物はありませんか？ | [] | [] | |
| 10.23 | 施設には避雷システムがありますか？ | [] | [] | |

| E) 特別な危険 | | | | |
|---|-----|-----|-----|--|
| 10.24 引火性物質は、「適切に保護された電気システムが施されている安全キャビネット」か、「適切に換気がなされている引火性製品保管室」に保管されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.25 使用中の引火性液体は、安全な「ディスプレイ用」容器に保管されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.26 施設では火炎を使ったり、炎やスパークを生じさせるような作業（溶接、摩砕、切断、ろう付け、はんだ付け）に関する確立した手順がありますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.27 ガスシリンダーは、適切に「表示、使用、検査、保管、安全管理」されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.28 可燃性の粉じんが発生する場所は保守管理され掃除されていますか？（木屑、粉末、のり） | [] | [] | [] | |
| 10.29 塗装用溶剤の吹付を行う作業場やほこりを生ずる作業場は清潔に保たれているか、十分な換気を伴っているか、不燃性の材料で作られているか、炎・火花、作動中の電動モーター、その他の発火源から最低 20 フィート（6メートル）離れていますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.30 吹付作業中に引火性ガスが蓄積するのを防ぐために適切な換気が施されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 10.31 従業員は、引火性および可燃性物質の取扱いに関して適切な訓練がなされていますか？ | [] | [] | | |

| F) 警報器および消火器 | | | | |
|--------------|---|-----|-----|--|
| 10.32 | 火災警報器は明確なマークが付けられており、近づきやすい場所に設置され、作動するよう維持管理されていますか？ | [] | [] | |
| 10.33 | 消火器は十分用意してあり、明確なマークがつけられており、取りやすい場所に設置されていますか？ | [] | [] | |
| 10.34 | 消火器はフル充填されており、毎月目視検査を受けていますか？ | [] | [] | |
| 10.35 | 非常事態対応職員は消火器の正しい使い方について訓練がなされていますか？ | [] | [] | |
| 10.36 | 火災が発生した時は、その根源の原因を突き止めるために調査を行い、また、再発を防ぐための調査を行いますか？ | [] | [] | |
| 10.37 | 他の消防装置は定期的に検査され、維持管理がなされていますか？ | [] | [] | |

11a. 総合的な環境健康安全 (EHS)

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|--|-----|-----|------|----|
| 11.1 施設では「環境健康、安全、作業条件の方針と手順」に関する「文書化された EHS プログラム」がありますか？ 発行日_____ | [] | [] | | |
| 11.2 工場の「文書化された EHS の方針」は、全従業員に現地語で公開されていますか？ | [] | [] | | |
| 11.3 EHS の担当者は指定されていますか？ 名前_____ | [] | [] | | |
| 11.4 施設には EHS に関する委員会やチームがありますか？ | [] | [] | | |
| 11.5 施設は職場での EHS に対する認識を深めようとしていますか？ | [] | [] | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 11.6 全ての従業員は新しい職場で働く前に、その仕事に特有の EHS について訓練や教育を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 11.7 全ての従業員は EHS に関する意見や懸念を発言できる機会を与えられていますか？そうであれば、説明してください。 | [] | [] | | |
| 11.8 EHS に関する潜在的な危険性について検査を受けていない「新しい部品、材料、化学物質、機械類、製品」が施設に搬入されることのないようコントロールがなされていますか？ | [] | [] | | |
| 11.9 施設に搬入される容器には読みやすいラベルが貼ってありますか？ | [] | [] | | |
| 11.10 請負(企業)から派遣された職員に職場の EHS の規則を示し、説明を行っていますか？ | [] | [] | | |
| 11.11 従業員は安全な化学物質の取扱い方法について訓練を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 11.12 製造、輸入、使用される全ての化学製品について、最新とされる MSDS が示されており、それが現地語で、全ての従業員が入手出来るようになっていますか？ | [] | [] | | |
| 11.13 工場内で、製造、輸入、使用される危険な化学物質全てについて、最新の化学物質の物品目録が入手できますか？ | [] | [] | | |
| 11.14 腐食性化学物質や多量の溶剤が取り扱われたり使用される場所では、機能的な緊急用洗眼設備とシャワーが設置してありますか？ | [] | [] | | |
| 11.15 危険な化学物質を扱う貯蔵・加工用タンクや配管、バルブには、ラベル表示や色分けがしてありますか？ | [] | [] | [] | |

11.b 健康と安全

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 11.16 報告された全ての事故に関して調査が行われていますか？ | [] | [] | | |
| a) 事故 / ニアミス調査用の様式(フォーム)が用いられ、記入されていますか？ | [] | [] | | |
| b) 事故 / ニアミスに関する報告をするよう従業員は指導され、奨励されていますか？ | [] | [] | | |
| c) 事故原因を改善し、事故を予防する方策はそれらが完了するまでトレース(追跡)されていますか？ | [] | [] | | |
| 11.17 事故報告をしたことにより、従業員が差別されていませんか？ | [] | [] | | |
| 11.18 ゆったりした服装や宝石類、長髪は動く機械 (moving machine) の近くでは禁止されていますか。 | [] | [] | | |
| 11.19 従業員は機械類の安全装置の取扱い方について訓練されていますか？ | [] | [] | | |
| 11.20 機械類の安全装置が装備され、使用できるようになっていますか？ | [] | [] | | |
| a) 操作箇所 | [] | [] | | |
| b) 動力伝達機器 | [] | [] | | |
| c) 他の危険な作動部分 | [] | [] | | |
| d) 滑車とベルト | [] | [] | | |
| e) 送風機の羽根は、すき間の細かいガードで防護されていますか？ | [] | [] | | |
| 11.21 起動 / 停止の制御装置は適切ですか？ | [] | [] | | |
| a) 各操作者に、起動 / 停止の制御装置が用意されていますか？ | [] | [] | | |
| b) 偶発起動に対する保護が施されていますか？ | [] | [] | | |
| c) ラベル貼付は適切に色分けがしてありますか？ | [] | [] | | |
| d) 非常ボタンは手の平型 / マッシュルーム型で、赤く塗られていますか？ | [] | [] | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 11.22 上記以外の機械類や装置、取付け具は安全に操作できる状態ですか？ | [] | [] | | |
| 11.23 塗料や化学物質（例、溶剤、ハンダ、ダスト）が使用されている場所では、適切な排気装置が設置されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.24 従業員が受ける照射線量は安全照射レベル内ですか？説明してください。 | [] | [] | | |
| 11.25 施設では、危険性の高いエネルギーコントロールについて「文書化された手順」がありますか？ 取扱書の作成日_____ | [] | [] | | |
| 11.26 （免許を有するなど）オーソライズされた利用者、危険性の高いエネルギーの取扱いによる影響を受ける従業員全てに訓練がなされていますか？ | [] | [] | | |
| 11.27 十分なロックアウト、タグアウトの遮断装置はありますか？ [] ロック [] タグ [] グループロックボックス [] サーキット・ブレーカー・ロックアウト [] バルブロックアウト [] 留め金 | [] | [] | | |
| 11.28 設備や機械のエネルギーは、サービスやメンテナンスの前にロックアウトされていますか。 | [] | [] | | |
| 11.29 それぞれの操作に必要な個人用の保護具（PPE）を特定する、「文書化された危険度評価」が完成していますか。 | [] | [] | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----|
| 11.30 以下の保護具は支給され、使用されていますか？ <input type="checkbox"/> 目/顔用の保護具 <input type="checkbox"/> 保護靴 <input type="checkbox"/> 耳用の保護具 <input type="checkbox"/> 保護手袋 <input type="checkbox"/> 保護帽 <input type="checkbox"/> 保護服 <input type="checkbox"/> 保護マスク <input type="checkbox"/> 訪問者用の保護具 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 11.31 従業員は個人用保護具の取扱いについて訓練されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 11.32 保護具の着用が必要な場所全てに、その旨が掲示されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.33 クレーンや巻上げ装置の操作を担当する免許を有するオペレーターは、その資格に特有の安全についての訓練を受けていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.34 クレーン、巻上げ装置、吊上げ機の検査がなされていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.35 クレーン、巻上げ装置、吊上げ機の能力の限界が明示されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.36 階段には標準的な手すりや中間帯の手すりが備え付けられていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.37 オープンな階段や作業台(プラットフォーム)、自動昇降する高架フロアは、オープンな側が手すりで保護されていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.38 従業員が作業するため昇降する際、必ず作業安全確認が済んだ作業台(プラットフォーム)を使用していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.39 昇降用のプラットフォーム(バスケット他)は、吊上げ装置に確実に固定されていますか？(例、フォークリフト、ハイリフト等) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 11.40 全てのはしごは、良好な状態にありますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|--|-----|-----|------|----|
| 11.41 床や「天井の開口部」には、人や物が落下するのを防ぐためにカバーや保護措置が施してありますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.42 密閉された空間の区域への立入に関する「文書化された手順」がありますか？ 文書の発行日_____ | [] | [] | [] | |
| 11.43 密閉された空間の区域に入る従業員は、当該区域に入るための訓練を受けていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.44 密閉された空間の区域は特定され、安全が確保されていますか？ [] 貯蔵タンク [] 処理容器 [] 防油堤タンクファーム [] ボイラー [] 炉 [] サイロ [] 地下排水溝 [] 囲い型コンベヤー [] その他 | [] | [] | [] | |
| 11.45 フォークリフト操作の免許を有する従業員は、フォークリフトの安全な操作法について訓練を受けていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.46 フォークリフトは検査を受け、良好で安全に操作できる状態に維持管理されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.47 人が通行する区域に停止サイン、反射鏡、速度制限表示などがありますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.48 トレーラーやコンテナは、荷揚げや荷降ろしのために（操作席に）入る前に作動することのないよう安全が確保されていますか？ | [] | [] | [] | |

11c. 環境

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 11.49 危険な廃棄物は適切に管理されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.50 全ての危険廃棄物は、政府の許可のある場所に処分されていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.51 施設は廃水排出許可を得ていますか？ | [] | [] | | |
| 11.52 工場は、現地の環境当局から空気排出場所全てについて必要とされる登録を得ていますか？ | [] | [] | [] | |
| 11.53 施設は汚水浄化システムがあるか、又は、下水への排水許可をとっていますか。 | | | | |

12a. 福利厚生 従業員寮

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|---|
| 12a. 施設には、従業員の居住用の寮がありますか？ | [] | [] | [] | はいと答えた場合は、すべての質問に答え、いいえと答えた場合は 12b 以降の質問にお答えください。 |
| 12.1 一部屋当たり、何人居住していますか？ 一部屋当たりの人数 _____ 人 | | | | |
| 12.2 寮に住む各従業員は、十分な居住空間を与えられていますか？ | [] | [] | | |
| 12.3 寮には十分なトイレ設備とシャワー設備がありますか？ | [] | [] | | |
| 12.4 寮は掃除が行き届き、良好な状態に維持管理されていますか？ [] 寮全体 [] 室内 [] トイレ [] シャワー | [] | [] | | |
| 12.5 洗濯設備はありますか？ | [] | [] | | |

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|------------|------------|------|----|
| 12.6 レクリエーション用の場所がありますか？ | [] | [] | | |
| 12.7 建物は構造的に堅牢で、良好な修繕が行われていますか？ 最終評価日_____ | [] | [] | | |
| 12.8 居住者やゲストへの「文書化された寮の規則」がありますか？ もしあるのなら、現地語で掲示してありますか？ | [] [] | [] [] | | |
| 12.9 寮の規則に従わなかった場合に、適切な措置がなされていますか？ 説明してください。 | [] | [] | | |
| 12.10 従業員は就業時間外に自由に寮に入 入りできますか？ 門限がある場合は何時ですか？ _____時 | [] | [] | | |
| 12.11 寮の部屋、トイレ、シャワーは男女 別々ですか？ | [] | [] | | |
| 12.12 従業員および従業員の財産に対する 安全確保措置がとられていますか？ 説明してください。 | [] | [] | | |
| 12.13 寮では本付属文書第 10 項に従い、火 災の際の安全および緊急時対策につ いて「文書化された手順」がありま すか？ 書面の発行日_____ | [] | [] | | |

12b. 福利厚生 食堂、カフェテリア

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 12.14 食品調理区域は、地元行政の監査 / 免許が必要なときは、監査 / 免許を受けていますか？ 監査 / 免許を受けた日_____ | [] | [] | | |
| 12.15 食品サービスを提供している場所は掃除が行き届き清潔に管理されていますか？ | [] | [] | | |
| 12.16 食品サービスを担当する人材は、食品調理衛生の訓練を受けていますか？ | [] | [] | | |
| 12.17 食事担当者が健康であることを確認するシステムがありますか？ | [] | [] | | |
| 12.18 食品は床から離れた場所で管理されていますか？ | [] | [] | | |
| 12.19 食品が腐敗しないよう、保管方法および管理は適切ですか？ | [] | [] | | |

12c. 福利厚生 医療サービス

| 監査のための質問事項 | はい | いいえ | 該当なし | 備考 |
|---|-----|-----|------|----|
| 12.20 施設では緊急医療に関する「文書化された手順」がありますか？ 文書の発行日_____ | [] | [] | | |
| 12.21 通常の緊急医療を受けることができますか？説明してください。 構内にクリニックがある場合、その医療クリニックは現地の法律や基準に適合していますか。 | [] | [] | | |
| 12.22 施設では怪我や病気の記録をとっていますか？ そして、その記録は改善実施のために使用されていますか。 | [] | [] | | |
| 12.23 各シフトを担当する医療関係者の中に第一次緊急処置や心肺機能回復法（CPR）に関する訓練を受けている適切な者がいますか？ | [] | [] | | |
| 12.24 第一次の緊急処置は、施設や寮で合理的に提供されるようになっていきますか？ | [] | [] | | |
| 12.25 施設には血液感染する病原体に対する対策がありますか？ | [] | [] | | |
| 12.26 医療廃棄物は他の廃棄物とは隔離され、適切な方法で処理されていますか？ | [] | [] | | |

付属文書

ガイダンス・ドキュメント

注：本文書は、企業行動規範の本文、付属文書 I: (企業行動規範が) 遵守されているかどうかの評価の方法、付属文書 : 監査のチェック・リスト、付属文書 : 改善実施計画、と共に使用すべきものである。監査人は、(地方行政府の法解釈や規則、適用可能な「補遺」を活用しながら) 各国の国内法(例えば、様々な給与における最低賃金)を参考にすべきである。

セクション 1.0

総則

- 1.a 本セクションは、監査を受けようとする施設に対する基礎的な情報を集めたものであり、その中にはコンタクト窓口の情報や「北米産業分類システム(マニュアル)」から得られる NAICS (北米産業分類システム)コードの情報が含まれている。この「マニュアル」は、経済活動の全分野をカバーする政府および業界によって用いられる分類システムである。そして産業を分類によって規定づけるものである。このマニュアルの最新の発行は 1997 年である。販売者は National Technical Information Services (5285 Port Royal Road, Springfield, VA 22161, USA) であり、発注番号は PB87-100012 である。もし、監査を受けようとする施設の主要生産品目が分類コードに見当たらない場合には、監査人は付属文書 (監査のチェック・リスト)の 1e の条項に列挙されている情報を参考にすることができるであろう。
- 1.b 本セクションでは、監査を受けようとする施設の組織図が要求される。
- 1.c 本セクションでは、監査を受けようとする施設について、1年間(1~12月)における最多と最少の職員数を決めておく。
- 1.d 本セクションでは、監査チームの陣容を適切なものとするために、監査を受けようとする施設で話されている言語に関する情報が提供される。
- 1.e 本セクションでは、監査を受けようとする施設の生産工程のタイプが決められる。
- 1.f 本セクションでは、監査を受けようとする施設の平面図のレイアウト概略図が要求される。

セクション 2.0

労働時間

- 2.1 施設は、それぞれの国や地域の労働時間に関する現地法を入手すべきである。施設は、労働時間と残業に関して「文書化された方針や手順」を定めるべきである。発行の日付を記録しなさい。法律上の標準的な要求事項が遵守されているかどうか判断するために、この「方針」により許容される労働時間と現地法によって許容される労働時間を比較しなさい。参考のために両方を記録しなさい。現行の「方針」が適切であるかを確認するために、法律と「文書化された方針」の日付を比較すべきである。
- 2.2 法定の労働時間と施設の労働時間は、全ての従業員がそれを知ることができるように掲示又は公開されるべきである。
- 2.3 各従業員の労働時間は、タイムカードか労働者と経営者が相互に検証した書類を用いることによって文書化されるべきである。
- 2.4 残業は、自由意思により行われるべきである。これは、例えば、雇用関係に入る過程において、従業員に残業があることを周知するか、又は、残業があることを承諾してもらうことで完了することができる。残業の手続を文書化しなさい。
- 2.5 1日当たり及び1週間当たりの最長労働時間を決めなさい。1日当たり及び1週間当たりの労働時間は、法律の要求事項と会社の「文書化された方針」の範囲内のものであるべきである。法律上の基準がない場合には、工場の労働者は1週間に66時間を超えて労働してはならない。
- 2.6 1カ月当たりの最長労働時間を決めなさい。1カ月当たりの超過勤務時間は、法律上の要求事項と会社の「文書化された方針」の範囲内のものであるべきである。法定の1カ月の最長労働時間がない場合は、このセクションは適用されない。
- 2.7 労働者は、1週間に1日休日をとる権利がある。このことは、現地法がそれを認めている場合、労働者が休日に自発的に（自由意思で）残業することを禁じるものではない。
- 2.8 病気の場合は、従業員が仕事を休むことを認めるべきである。従業員にとって、欠勤の正当性を証明する医師の診断書を病気の証拠として提出することは合理的なことである。
- 2.9 勤務シフトごとに各1回、労働者は(主な)食事休憩を取ることが認められることが望ましい。通常、主たる食事休憩には30分が適当な時間と考えられている。30分未満とするには更なる説明が必要である。労働者がトイレを利用し、またトイレを使ったり、水を飲むために個人的な休憩が認められることが望ましい。

セクション 3.0

賃金および報酬

- 3.1 施設は、最低賃金と補償の要求事項に関する現地法を入手すべきである。少なくとも地域の規則による最低法定賃金は最低限のものとして守るべきである。それぞれの国や地域の最低法定賃金を記録しなさい。施設では、賃金と補償に関する「文書化された方針や手順」を持つべきである。(方針や手続きの)発行の日付を記録しなさい。標準的な法的要求事項が満たされているか判断するために、この「方針」により認められる賃金および補償と現地法により認められた賃金および補償を比較しなさい。参考のために両方を記録しなさい。現行の方針が適切であるかを確認するために、法律と「文書化された方針」の日付を比較すべきである。
- 3.2 現地語で作成された賃金と補償に関する会社の「方針や手順」は、掲示され、または、全ての従業員が知ることができるようにすべきである。
- 3.3 施設が支払う賃金や補償は、所定内労働及び残業に関する現地法の法的要求事項に適合すべきである。記録されている情報が最新のものかどうか確認するために、法律と「文書化された方針」の日付を賃金・補償の支払記録と比較するべきである。出来高払いで賃金を支払う場合、従業員の賃金は最低限、通常の最低賃金と同等のものとなるようにしなければならない。現行の最低賃金を記録しなさい。通常の週間労働時間に残業が含まれているか、残業がいずれの日になされるかを確認しなさい。詳細を記録しなさい。
- 3.4 法律により要求されている源泉徴収はなされなければならない。源泉徴収は正確なものであり、各担当機関に適切に払い込まなければならない。例えば、これらには税金、退職金、社会保障、年金などが含まれる。
- 3.5 雇用する前に、従業員に源泉徴収やその他の賃金からの控除について教えるべきである。このことは、現地法の要求事項を最低限の基準と受け止めている「雇用契約」や「施設の方針を受領・認識したことの検証」により(従業員に教えたことの)証拠とされるものである。
- 3.6 食事と住宅に関する賃金からの控除は、法的に認められるが、それは合理的なものでなければならない。法律の定めがない場合には食事と住宅に関する課金が最低賃金(残業手当と賞与を除く)の50%を超えるときは、徹底的に調査されるべきである。
- 3.7 個人用防護具(PPE)、制服、身分証明書など会社から提供される物品について預り金をとることは認められない。しかし、従業員がなくした補充可能な物品や身分証明書、制服をなくしたときの費用は、費用のみの範囲で従業員に賦課することができよう。

- 3.8** 法律により要求されている福利厚生は、従業員に提供されるべきである。これらの福利厚生には、医療保険、賞与、休暇などが含まれよう。見出したことについての詳細を文書化しなさい。
- 3.9** 施設は、「賃金の総額、働いた（所定内労働）時間、残業時間、源泉徴収、控除を明記した支払明細」を従業員に提供すべきである。出来高払いの賃金の場合は、出来高払い賃金の詳細とともに同等とされる法定最低賃金を示すことを推奨する。
- 3.10** 従業員への支払いは適切な時期に行うべきであり、その時期は最長でも労働した期間から 30 日までと考えられる。
- 3.11** 賃金は、現金、地元の銀行の小切手、従業員の口座への直接振込の形で（支払い）従業員がすぐに使えるようにすべきである。

セクション 4.0

児童労働

- 4.1 情報提供のために、学校教育のための就学義務年齢があるかを確認しなさい。それぞれの国と地域の義務教育の年齢を記録する。
- 4.2 施設では、国際労働機関（ILO）の第 138 号（最低年齢条約）に従った法定の最低労働年齢に関する現地法を入手すべきである。労働のための最低法定年齢に達しない者や義務教育の対象となる者が雇用されていないかチェックしなさい。現地法で最低年齢が 14 歳で定められている場合は、ILO 第 138 号条約における発展途上国向けの例外条件が適用される。施設は、最低労働年齢に関する「文書化された方針」を持つべきである。標準的な要求が満たされているかを判断するために、この「方針」により認められる年齢と現地法により認められる年齢を比較しなさい。参考のために両方を記録しなさい。現行の「方針」が適切であるかを確認するために、現地法の日付と「文書化された方針」の日付を比較すべきである。
- 4.3 法定の最低労働年齢がない場合は、ILO 第 138 号条約に従って 14 歳を最低年齢と定めた ICTI 企業行動規範が作成されている。
- 4.4 法律や方針が従業員全てに伝達され、彼ら全てがその内容を概括的に理解しているかを確認しなさい。（適当な方法として）受け入れることができる伝達方法としては、（雇用の前や開始時に）口頭により伝えることや、掲示板や図書室の中などで労働者に目に見えるように掲示することが含まれる。
- 4.5 外見で見て、最も若い労働者を 3 人以上選びなさい。彼らの ID カードで年齢を確認しなさい。この情報を記録しなさい。
- 4.6 若年労働者は、最低労働年齢以上ではあるが 18 歳未満の者と定義されている。一定の年齢の従業員について法定の労働制限がある場合は、それらは遵守されるべきである。例えば、重機械を用いての労働、深夜労働、残業などについて制限がある場合もあろう。
- 4.7 従業員の年齢は、ファイルに記録すべきである。従業員のファイルと付帯書類をレビューしなさい。ファイル上の従業員の記録と ID カードを比較しなさい。従業員の年齢を証明するために、どのようなタイプの情報がファイルに残されているのか記録しなさい。

セクション 5.0

5a 強制労働

- 5.1 施設では、それぞれの国や地域の強制労働に関する現地法を入手すべきである。ファイルされている、現地法の日付を記録しなさい。施設では、強制労働は用いられるべきではないとの ICTI 企業行動規範の立場を支持する「文書化された方針」を持つべきである。
- 5.2 労働者は自由意思で雇用されるべきである。強制労働が行なわれていないことを確認しなさい。移動の自由に関して労働者が合理的でない制限を受けていないことを確認しなさい。自分の受け持ちが終了した場合に労働者が自由に工場を離れることができることを確認しなさい。従業員が予定通りに食事休憩や休憩を取ることを認められているかを確認しなさい。勤務時間外では、従業員が門限時間前に自分の居住施設から自由に出入りすることが認められているか確認しなさい。警備員は、通常の安全上の目的のためだけに配置されているか確認しなさい。労働者が合理的でない預り金や身分証明書の提出を求められておらず、合理的な通知を行った後に退職できるかどうか確認しなさい。工場が（職員の）ID カードを保有しているかを確認しなさい。それら ID カードは任意に工場に提出され、要求に応じて従業員に戻されるのかを確認しなさい。無作為に 3 人以上の労働者を選びなさい。彼らが自由意思でそこにいるのかを確認するために、ID カードと従業員ファイルを調べなさい。この情報を記録しなさい。
- 5.3 施設は、「債務による労働（いわゆる「債務奴隷」）」を用いてはならない。「債務を返済するために自己の意思に反して労働することを個人に強制する、労働者の家族の債務に基づいた不合理な契約」や、金銭面で大きなね返りや払い戻しのある契約がないかどうかを確認しなさい。
- 5.4 「合理的な通知」とは、法律により規定された通知、あるいは現地法がない場合は、労働者への給与の支払いと支払いの間隔の長さを期間とする通知である。たとえば労働者への支払いが 30 日毎に行われる場合は、30 日が合理的な通知を構成することになる。
- 5.5 警備員と監督者は労働者を強制してはならない。通常、警備員は、許可を得ていない者や自動車が施設に出入りすることを防ぎ、また、施設での盗難を防止することを目的として配置されるべきものである。従業員の移動を制限したり、従業員に労働を強いるために警備員を用いてはならない。

セクション 5.0

5b. 囚人労働

- 5.6** 施設は、当該施設で、又は、刑務所や「囚人労働を行っている施設」への下請について「囚人労働に関する文書化された方針や手順」を持つべきである。現行の「方針」が適切であるかを確認するために、法律の日付と「文書化された方針」の日付を比較すべきである。発行の日付を記録しなさい。囚人労働の要求事項について、下請（企業）の「方針」と施設自身の「方針」とを比較しなさい。詳細を記録しなさい。
- 5.7** 施設及び下請（企業）の構内（サイト）において、囚人労働を使用すべきではない。施設で囚人労働が用いられているかどうかを確認しなさい。

セクション 6.0

懲戒処分

- 6.1 施設ではそれぞれの国や地域の懲戒処分に関する現地法を入手すべきである。施設は、精神的または肉体的な虐待の禁止を盛り込んだ「文書化された手順」を定めなければならない。この手順では、最低限「罰金」、「正式な警告手続」、「雇用契約解除事由」、「容認できない行動についてのガイダンス」、「容認できない行動に対する適切な懲戒措置」、「調査方法とその結果執られる措置を含む苦情処理手続」について取り組むべきである。
- 6.2 この手順が全ての従業員に伝えられ、全ての従業員がそれを概括的（generally）に理解しているかを確認しなさい。容認できる伝達方法には、口頭により（雇用に先立って、又は、その始めに）伝えることや、掲示板、図書室の中、従業員ハンドブックなどで労働者に既に周知されていることが含まれる。
- 6.3 体罰と肉体的強制は用いてはならない。「傷つけられる」ということについて口頭または視覚により示唆されているかどうか、記録その他の客観的な証拠を用いて調査確認すべきである。
- 6.4 施設は、いかなる脅迫行為も許してはならない。容認できない行為の例としては、脅迫的で、罵倒するような、搾取的な「身振り」、「罵倒するような言葉」、「肉体的な接触」が挙げられる。経営者と従業員の間、また従業員同士の意思疎通のやり方を観察しなさい。
- 6.5 懲戒措置は、通常管理運営を通じて執られるべきである。労働者を懲戒するうえで警備員を用いてはならない。任務と責任について警備員の契約を調べなさい。警備員にその任務について面談しなさい。「懲戒の実施について責任を持っている者」とその責任の範囲を確認しなさい。
- 6.6 課徴金は、施設の方針に従い、法的に容認できる合理的なものでなければならない。課徴金を用いた場合は、監査人は、課徴金の額とそれに対応する違反行為を記録すべきである。法定の最高金額を超える課徴金については、それについての説明がなされなければならない。

セクション 7.0

差別

(このセクションの説明：施設における「差別」については、監査を受けようとしている工場が属している国における現在の状況とビジネス環境に特別な注意が払われなければならない。

例えば、米国の例でいうと、海外からの従業員は米国からの従業員と比べると同程度のレベルの仕事をしていても、異なる水準の賃金や福利厚生を受けている。

それは、差別の問題ではなく、単に母国の生活水準の違いを真に反映しているものである。)

7.1 施設では、職場での「差別」に関する現地法を入手すべきである。施設では、差別に関する「文書化された方針や手順」を定め、掲示し、全従業員に現地語で伝えるべきである。発行の日付を記録しなさい。「方針」は、現地法(例えば「雇用、補償、研修、昇進、雇用の停止、退職」における「差別」(をカバーしている法律や)「人種、階級(カースト)、国籍、宗教、年齢、障害、性別、婚姻状況、妊娠、性的オリジン、労働組合または政治的所属」に基づく雇用の様々な面をカバーしている法律)を遵守したものであるべきである。

7.2 施設は差別的な雇用慣行に関して地域や国の法律に従わなければならない。採用に差別を示す証拠があってはならない。採用担当者への質問や採用に関する文書を通じて、差別的な採用パターンを示すものがあってはならない。差別の有無を示す証拠として賃金記録を調べなさい。例えば、同じレベルの仕事を行っている異なるグループについて賃金や罰金の水準の違いを調べなさい。(これには外国人労働者の賃金格差は含まれない)。昇進・降格記録を調べなさい。労働者が法定の宗教上の祝日を守れるようになっているかを調べなさい。労働者の特定のグループに対する「ハラスメント(いやがらせ・セクシャル・ハラスメントを含む)強制、脅迫」の証拠を調べなさい。差別についての不服を申し立てるメカニズムがあるかを調べなさい。(不服処理の)記録が存在しているか、また、不服が有効に処理がなされたかを調べなさい。雇用の停止について、差別による解雇のパターンがないか退職記録を調べなさい。解雇の理由は文書化されていなければならない。

セクション 8.0

従業員の代表

- 8.1 従業員は、報復の恐れなしに、懸念を持つ問題に関して経営陣にアプローチする権能を有すべきである。従業員が経営陣にアプローチすることができると思われる方法には、労働組合、従業員委員会（苦情処理、安全など）、従業員から選ばれた代表、定例会議等がある。
- 8.2 「従業員の代表」が存在するべきである。その代表は、（干渉なく）自由に選任され、自発的に参画し、関連する問題について経営陣と話し合いを図るべきである。従業員の代表は、労働者を含む工場に所属する人々の代表であるべきである。
- 8.3 関連する問題に関して、「従業員の代表者と接触し話し合うために指名された経営側の代表者」がいるべきである。経営側の代表は同じ人物が、又は、同じ特定の部局であるべきである。
- 8.4 少なくとも四半期に1回は定期的に経営側と従業員の代表者の間で話し合いが予定されるべきである。議事録は保管されるべきである。
- 8.5 従業員の代表は、「ICTI 企業行動規範」とその付属文書を知っているべきである。このことは、「ICTI 企業行動規範」を遵守するような施設自身の「方針や手順」を発行することで実現される。その場合には、この「方針や手順」は、「ICTI 企業行動規範」と同等の（施設の）文書とみなされる。
- 8.6 経営陣は、「ICTI 企業行動規範」に関連する（従業員の）懸念が持ち込まれたときは、経営陣は当該問題をレビューし検討すべきである。これを実現する仕組みの例としては、従業員からの苦情処理の手続きや提案制度が挙げられよう。こうした問題に関して経営陣が適切な措置を講じたとの客観的な証拠があるべきである。
- 8.7 従業員の代表は、その他の従業員全員と平等に取り扱われるべきである。評価には、雇用記録から得られる情報（懲戒の通知、雇用の停止、罰金、仕事の種類など）と従業員の面接が含まれよう。

セクション 9.0

施設

- 9.1** 施設は、健康、労働安全・環境に関する現地法を入手し、その現地法に沿った最新のシステムを持ち、最低でもこれらの現地法に従うことについての経営陣の主体的関与を示す、「健康、労働安全、環境に関する方針表明」を作成すべきである。この表明は施設の上級管理職によって署名がなされるべきである。
- 9.2** 「健康、労働安全、福利厚生、および施設の全般的な管理に責任を有する上級の経営代表」が置かれるべきである。
- 9.3** 全ての場所が全般的に清潔で良好な様子でなければならない。施設の全般的な整理清掃状況（Condition of housekeeping）は、職場が従業員にとって安全なようになるよう取り扱っているかについて施設がどのように運営されているかを見る上で良い指標である。作業時に生じた粉塵、削りくず、破片（スクラップ）は、適切な容器に集められ、適時に処分されるべきである。粉塵収集システムや自動破片収集システムなどの工学的なコントロールが、「発生源の（そばの）実際に役に立つ場所」に設置されるべきである。通路には、「材料、道具、装置」を置かないようにすべきである。「破片、スクラップ、電線、ホース、ロープ、チェーンなど」のつまづく危険性があるものを通路に置くべきではない。また通路に「油、油脂、水、紙、粒状のもの」など滑るおそれがあるものを置くべきではない。階段の上の部分では、滑ったりつまずいたりする危険がないか特に注意を払いなさい。「製造現場、保管場所、仕事場」には、破片、クズ、廃棄物、ゴミなどの異物があってはならない。
- 9.4** 施設の整理清掃（housekeeping）に関する検査は、全ての場所について、定期的に行われるべきである。あるいは、別の代替措置として文書化された整理清掃（housekeeping）の「手順と予定」があれば、それは要求事項を満足させるだろう。
- 9.5** 施設は、機械の故障や緊急事態の際のメンテナンスや修理を担当する、適切な数の、「訓練を受けた職員」を置くべきである。安全のために、施設は「訓練を受けた職員」のみに機械のメンテナンスと修理をすることを許可するべきである。当該メンテナンス担当職員に適切な訓練がなされることとして、（訓練を受けた）職員の望ましい数は、施設の規模と機械の種類によるものである。機械の安全装置は良好にメンテナンスされなければならない。そして、このことには正確に機能することを確保するために毎日の定期的な検査が含まれる。安全の点検記録は保管されるべきである。

- 9.6** 緊急警報を従業員に機敏に伝達する手段として、そして、消防署、消防団、警察、救急車などの緊急サービスを出動させる手段として、「良好な連絡」(good communication)が必要である。連絡手段は施設の全ての場所を通じてアクセスしやすい位置に置かれ、また施設内で利用できる連絡システムの使い方について適切な方法で従業員は訓練されるべきである。例えば、全ての従業員や全ての作業員は内部警報の発し方を知っているべきであるし、また、指定された従業員には更なる連絡方法の詳細について訓練がなされるべきである。緊急の場合における連絡システムの使用についての指示とともに、緊急時の電話番号が掲示されることが推奨される。
- 9.7** 施設の間人が使用しているエリアは、安全な周囲温度の空気が供給されるべきである。施設に対する高温と低温の制限に関する現地法の有無を確認しなさい。このような法律がある場合は、この法律は遵守されるべきである。「下記の表」の範囲内の温度は安全と考えられている。温度がこの表の範囲外の場合は、経営陣は、温度によるストレスを防止するために、温度環境を調節するための正式な手順を確立すべきである。扇風機、送風機、エアコンなどの工学的なコントロールがまず検討されるべきである。次に事務的な管理(による調整)も検討すべきである。「仕事と休憩の予定および業務の数や時間の変更」が事務的な管理(による調整)の例であり、これにより作業員が暑さに曝されることを減らすことができる。もう1つの事務的な管理(による調整)は、作業環境における熱ストレス(の度合い)が改善されるまで、必須でない仕事を延期することである。特別な防護用具や衣服などの作業実施面での管理(コントロール)も温度ストレスを減ずるために用いられるが、最も効果のない手段であると考えられるべきである。

| 作業の場所 | 低温ストレス 限度 (乾式温度) | 高温ストレス 限度 (湿式温度) |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 製造 - 座った姿勢での作業 (例:裁縫、髪植付け作業、組立など) | 摂氏 16 度 (華氏 61 度) | 摂氏 30 度 (華氏 86 度) |
| 製造 - 軽作業 (例:VUM、成形、ダイカスト鑄造など) | 摂氏 4 度 (華氏 39 度) | 摂氏 30 度 (華氏 86 度) |
| 製造 - 中程度の作業 (例:ロートキャストなど) | 摂氏 4 度 (華氏 39 度) | 摂氏 30 度 (華氏 86 度) |
| 倉庫 | 摂氏 4 度 (華氏 39 度) | 摂氏 29 度 (華氏 84 度) |
| 事務所 | 摂氏 16 度 (華氏 61 度) | 摂氏 31 度 (華氏 88 度) |

* 医師により、平均的な労働者よりも暑さの中で作業をすることができると判断された労働者については、制限温度に摂氏 1 度 (華氏 2 度) を加えることができる。

9.8 作業場では換気がなされるべきである。換気の形式は、「全体的な換気」か「部分的な排気型の換気」があろう。空気中の汚染物質が発生している場合は、それが作業環境に放出される前に汚染物質を捕らえ除去するために「部分的な排気型の換気」がなされるべきである。空気中の汚染物質には、ほこり、蒸気、ガス、煙などが含まれる。空気中の汚染物質が発生していない場合は、外部から新鮮な空気を取り入れるために、全般的に薄めるための換気が行われるべきである。労働者一人一人に十分な外気を供給すべきである。さもなくば、懸念される汚染物質を測定すべきである。換気が十分でないというおそれがある場合は、換気と濃度が「次の2つの制限値 a) 又は b)」の一つに適合していることを確保するため、必要な場合は測定を行うことができる。

a) 空気調節装置付か空気暖房付の家屋について - 1人当たりの外気

| 作業の場所 | 1人当たりの最低毎分立方フィート (CFM) |
|-----------|-------------------------|
| 事務所一般 | 20cfm (10L/S) |
| 工場一般 | 14cfm (8L/S) |
| 休憩室 (トイレ) | 40cfm (24L/S) トイレ各個について |
| 倉庫 | 14cfm (8L/S) |
| 食堂 | 14cfm (8L/S) |
| 台所 / 調理場 | 14cfm (8L/S) |

b) 室内空気の質の監視

事務所一般、工場一般、洗面所、倉庫、食堂、台所、食品調理室における特定の汚染物質の濃度が最低限度を下回っているか確認するために通常の作業日に毎年測定がなされる。

| 汚染物質 | 最大濃度 |
|-------|---------|
| 二酸化炭素 | 1000ppm |
| 一酸化炭素 | 9ppm |

9.9 作業がなされる全ての場所において、照明が適切なものであるべきである。作業が細くなるほど、全般的に必要なとされる照明がより多くなる。行われている作業のためには一般的な照明では十分ではない場合は、作業台に作業用照明が点けられるべきである。また緊急事態が生じた場合は、廊下、通路、出口の照明が点けられるべきである。

- 9.10** 廃棄物は定期的に施設から回収除去され、処分のために適切な場所に送られるべきである。発生した廃棄物の種類と量によって回収の適切な間隔は決まる。廃棄物は、回収後、施設から運び出されるまで匂いが作業場に入らない場所に置くべきである。また廃棄物の収集場所は、害虫が施設に入ることのない場所にすべきである。監査人は、最新の回収の日付を施設の記録から書き留めるべきである。
- 9.11** 建物の中に機械と人を収容できることを確認するために、すべての建物の「物理的、構造的統合性」について専門家の評価を受けなければならない。このような評価の実施に必要な資格や免許を確認するために、現地、地域、国の法令を調べるべきである。もし、建物の使用（内容）に著しい変更があった場合は、再評価が必要とされる。建物の物理的な状態や「壁、床、車道、歩道など」の（建物）周辺部分（の物理的状況）は（怪我の原因となる）破損がないよう維持されるべきである。穴、高低のある表面、亀裂は修理されずに放置されると、事故を引き起こす恐れがある。現場（サイト）の経営陣は、評価結果の写しをファイルして保管すべきである。発行の日付を記録しなさい。
- 9.12** 「ボイラー、非火力圧力容器、炉」が適切な作業状態を維持しているかを確認するために、専門家によって毎年評価がなされるべきである。現場の経営陣は、評価結果の写しをファイルして保管すべきである。発行の日付を記録しなさい。地域に専門家がない場合には、他地区からの専門家が評価を行っても良い。
- 9.13** 床は、予想される負荷に安全に耐えられるように設計されていなければならない。「構造上の必要」を確認するために、「材料、機械、装置、フォークリフト、人などの重さ」を分析する必要がある。専門家が、床の荷重の要求事項を評価しておくべきである。評価後は、床の荷重の許容範囲を示す掲示がなされるべきである。施設が上記に記した床荷重制限を守っているかを確認しなさい。床荷重制限が遵守されているかを確認するために最直近の定期検査の結果を調べなさい。最直近の定期検査以降、（再評価が必要かもしれないことを示すような）使用状況の大幅な変化があったかどうか確認するために、場所を以前と比較しなさい。
- 9.14** 「現地法を遵守しないことによる（施設の）違反、罰則、召喚の記録」は、それらが出頭を命令する機関によって定められた期間内に改善されたということの客観的な証拠を示しているべきである。監査人は、同じ違反が繰り返り起こっている事例を記録すべきである。違反が再発しないように経営陣による定期的な追跡調査がなされるべきである。

- 9.15** 従業員は飲用のために「飲用水」を利用できるようになっているべきである。飲用水は、工場が立地している地域の現地の飲料水基準に合致していなければならない(現地基準に対応した化学物質検出検査は現地水道局にて実施可能)。現地基準の存在しない地域では 参考資料 A の基準を遵守すべきである。生産施設、(もしある場合は) 寮それぞれ 1ヶ所につき 1つ以上の飲料水用蛇口についての年 1 回のサンプリングと試験に基づいた証明書がなければならない。衛生状態を維持するために、飲用水のディスペンサーは(良好な)衛生状態が維持されるように、設計され、製造され、設置されるべきである。蓋が無く開けたままになる容器は汚染の恐れがあるので適切ではない。水は従業員が利用するうえで合理的な距離に配置されるべきである。このことは施設に適用され、寮がある場合は寮にも適用される。(注: 現地基準は、他のどの基準よりも優先されることになると予想される。特別の「試験所」についての言及は、(それを) ガイダンス・ドキュメントの一部とするべきではない。)
- 9.16** 従業員の男性と女性の数に基づき、それぞれに適当な数のトイレが配置されるべきである。「適当な数」は従業員の人数による。例えば、一部の地域の法規制では、トイレの数を従業員 100 人までは 24 人に対して 1 つとし、100 人を超える場合は、100 人を超えた 40 人ごとにトイレを 1 つ設置する旨を定めている。この規則は、適切な数を決めるにあたっての指針として足るべきものである。ただし法規制が更に具体的なものである場合は、その法規制は最低限のものとして従うべきである。下水処理の方法が従業員の健康を害するものであってはならない。トイレは、機能し、かつ清潔な状態で、かつ、悪臭がないように維持されているべきである。トイレに食品や飲物を保管してはならない。このことは施設に適用され、寮がある場合は寮にも適用される。
- 9.17** 手を洗う施設が置かれるべきである。手を洗う施設は、機能し、かつ、清潔な状態を保ち、(施設と寮の) トイレの周りに設置されるべきである。(生産部門のトイレや洗面所に) 手を洗うための洗剤や、手を乾かす用具を提供することが考慮されるべきである。子どものための玩具の生産は、良好な衛生状態で行われなければならない。
- 9.18** 警備員は、その「任務と責任」において訓練を受け、その内容が記録されるべきである。訓練には、「緊急時の対応」と「施設への無許可の立入りの防止」を含むべきである。警備員を訓練するにあたっては、無用な攻撃をすることなく、状況を適切に処理するように注意が払われるべきである。これには、けんか、喫煙を禁止された場所での喫煙、騒音が含まれる。寮の安全の監視に警備員が用いられる場合は、「居住者のプライバシーや施設への自由な出入りと利用」について(警備の権限の) 乱用が行われないように更なる注意が払われるべきである。

9.19 現地の法規制や施設の経営陣により職場での喫煙が禁止されている場合は、経営陣は、このことを全ての従業員に伝え、これを実行するということを確保すべきである。現地の法規制により喫煙が認められている場合は、喫煙のために指定された場所が設置されるべきである。喫煙エリアの場所は、可燃性物質から離れた場所に設置しなければならない。正式に「指定喫煙エリア」という表示をしなければならない。可燃性物質の使用や保管を行う全ての場所、点火により危険が生じる場所は、特定され、適切な「禁煙」の標識が掲示されなければならない。経営陣は、全ての従業員が掲示された安全のための警告に従うことを確保しなければならない。喫煙を許可されていない場所での喫煙の証拠があるかどうかについて留意しなさい。

セクション 10.0

防火

10.1 経営陣は、火災と緊急時の備えに関する文書化された全般的なプログラムを定めるべきである。緊急時対策には、火災の際に執られる手順を詳細に列挙した文書化された計画が含まれるべきである。プログラム例は、ICTI 産業火災防止緊急時対応調査ガイドで見ることができる。

緊急時対策プランの内容：

- a) 「施設の情報」には施設の主たる構成要素を記載するものとする。これは、新しい従業員や、地域の消防当局などの（緊急時に対応する機関）にとって有用である。
- b) 「従業員がどのようにして緊急事態を伝えるかを知るための情報」。これには警報機の作動や施設の安全管理センターへの通報が含まれよう。消防当局などの地域の（担当）機関に通報する方法が考慮されるべきである。
- c) 従業員に危険を伝えるアラーム（警報）とシグナル（信号）が特定されるべきである。これには、音による警報、非常に視覚的に認識し易い照光、拡声システムが含まれる。火災の場合の停電が生ずることの可能性を考慮して、「（電気によらない）他の代替手段」と「電力による警報が使えるように「バックアップ」電源」を設置すべきである。経営陣と従業員は、警報が作動した場合に執るべき措置を認識しておくべきである。
- d) 緊急用電話の番号が特定され、それが緊急対策プランに明記され、掲示されるべきである。全ての従業員は緊急事態を通報する方法を知っているべきである。緊急電話の番号には、施設の電話番号、地域の（緊急対応）機関や緊急（対応）施設の職員の電話番号を記載すべきである。
- e) 経営陣と従業員全てについて、責任を明確に規定すべきである。経営陣は、火災の緊急事態に対処するための戦略（strategy）を定めるべきである。
- f) 混乱を最小限に抑えるために指揮命令系統が確立されているべきである。緊急時対応のアクション（行動）を調整するための職員を特定すべきである。
- g) 探知・警報システムが特定され、それについて説明がなされるべきである。（そこには）テスト（検査）と（故障を防止する）予防メンテナンスの手続が含まれるべきである。
- h) 極めて重要な情報のために図表が作成されるべきである。避難経路、出口、消火器などの極めて重要な要素については、視覚的に従業員全てに示されるべきである。スプリンクラー消火装置や配水塔を用いる場合は、全ての重要な制御装置やバルブを明示すべきである。

- i) 従業員のために集合場所が定められるべきである。従業員に対する説明を、集合場所で行うことができる。集合場所は、火災現場から離れた安全な場所で、救急の自動車の通行や活動を妨げることの無い場所にすべきである。
 - j) 捜索救助手順が確立されるべきである。訓練を受け、資格を有する者のみが捜索救助活動を行うべきである。
 - k) 緊急時の間、設備の運転を遮断 (shut down) する手順が確立されるべきである。設備を操作する者は、緊急時の間に執るべき適切な行動を知っておくべきである。
- 10.2** マネージャー、監督者、従業員は、防火手順を知り、また、情報提供されているべきである。防火手順には、火気使用作業の許可、可燃物の保管と処理、整理清掃 (housekeeping)、消火器、火災の確認についての事項を盛り込むべきである。従業員全てが、警報、緊急停止、一次・二次の避難経路、職場ごとの集合場所といった事項を含む「基本的な緊急時の行動計画」を理解しているべきである。従業員全てが緊急時に作業区域から安全に避難する方法について認識しているべきである。
- 10.3** 防火・緊急時対応プログラムの全ての要素が定められ、また、それが適切に実行されることを確認することをサポートするために、経営者を補佐する調整担当者が指定されるべきである。調整担当者は、「緊急時対策の立案」と「施設の防火対策プランの全ての要素」について、認知された訓練を受けているべきである。
- 10.4** 緊急事態と避難を従業員に通報する警報システムは、緊急状態の時にはっきりと認識できるようになっているべきである。警笛、サイレン、公共伝達システムやその他の警報装置は、緊急事態の発生を従業員に警報するべきである。火災の場合の停電の可能性と、そのための「代替的」警報装置を設置すべきである。全ての警報システムや防火システムは整備 (maintain) され、定期的に検査 (テスト) がなされるべきである。
- 10.5** 緊急避難通路を照らすために非常灯が使えるようにしておくべきである。全ての非常灯は整備され、少なくとも毎月検査 (テスト) されるべきである。

- 10.6** 非常口に移動する人をアシストするために避難通路は（照明で）照らされるべきである。全ての照明装置は緊急時において信頼のおけるものを用いるべきである。出口への経路は、瞬時には明確でない場合、それは明確に特定されるべきであり、かつ、目に見える印で明瞭にマークされるべきである。一般的には床に書かれた印や矢印などが人々を非常口へ導く方法として使用される。避難通路は明確であるべきであり、混んだ際に十分な通路幅があるように考慮がなされるべきである。避難通路はボイラー室や他の危険な場所を通るものであってはならない。避難通路と非常口は緊急時に識別しうるものであるべきである。非常時に目に見えるサインが出るように、非常口のドアはマークをつけ、照明がつけられるべきである。自動車が通る道路やその他の場所に通じる非常口には、従業員に（その）危険を警告するために表示を行うべきである。可能な場合は、従業員を自動車から守るために非常口の出口から出たところに障害物や警備員を置くべきである。危険から避けさせるために、手すりや用いられる場合が多い。避難通路、非常口および非常口から出た場所に障害物がないように、毎週、検査がなされるべきである。非常口、通路、出口から出たところは障害物があってはならない。
- 10.7** 建物から避難する一次と二次の避難経路を従業員に示すために、避難経路と非常口が壁図に判りやすく掲示されるべきである。図は、従業員の現在位置、避難経路、（そして工場が従業員に集合場所を知らせる別の手段が無い場合には）従業員が集合する場所を示すべきである。この図は工場の主要な場所の、よく見える所に掲示すべきである。
- 10.8** 最小の要求事項として、各階に2つの出口が設けられるべきである。これによりひとつの出口が火災によって通れない場合に、もう一方の出口を提供することができる。スプリンクラーの無い工場や事務所では、推奨される非常口までの距離は200フィート（60メートル）までか、あるいは、現地の防火安全規制に従うか、そのどちらか厳しい方を採用すべきである。これは小さな事務所には適用しない。非常口の数とそこまでの距離は、施設内に存在する危険性の種類によって異なる。
- 10.9** 緊急の際に出口として使用されるドアや通路は、出口又は避難通路とはっきりと表示し、従業員は緊急の際に適切なサインに従うことの訓練を受けていなければならない。非常口に通じていないドアは、いかなる場合にも、従業員がこれらのドアを緊急の際に使用させるような表示があってはならない。もし、部署と部署との間のドアが出口として使用されていたり、それらが出口と間違われるおそれがある場合には、（そうすることに意味があるならば）非常の際に従業員がそこに入らないように適切な表示をすることを考えなさい。一つの出口経路に従う訓練をすることは、“出口ではない”とのマークを付すことの代わりとなるものである。

- 10.10** 出口のドアは全て開くようにしておくべきである。出口のドアは外に出る方向に開くようにし、また特別な知識や鍵などの道具がなくても従業員が開けることができるようにすべきである。出口のドアは横に蝶番（ちょうつがい）のついたタイプのものにすべきである。回転ドアを非常口のドアに用いることは、建物から多くの者が安全に出ることができないために禁止されている。引戸、オーバーヘッド・ゲートは推奨できない。しかし現実に既に設置されている場合は、施設に人が集まっているときにそれらが意図しない閉鎖が起こってはならないので、何時でも“開き”の位置に保持しておくべきである。
- 10.11** 従業員が緊急計画を熟知し、訓練を受けることを確保するために、緊急避難訓練が行われるべきである。避難訓練は、緊急対策計画の有効性をテストするものである。経営陣と（全ての交替制の）従業員は、緊急時の行動計画のリハーサルを行うべきである。経営陣は避難訓練の中で適時に避難する目標の設定を行うべきである。少なくとも年に1回は、6月から10月頃までのピーク・シーズンの間に、避難訓練を行うべきであり、経営陣の立てた目標を達成することができない場合は、更に頻繁に行うべきである。また、多数の従業員が参加できなかった場合には、ピーク・シーズン外にも追加の緊急避難訓練を行うことを考慮すべきである。このことは従業員の30%以上が新しい場合や、経営者がEHS調整担当者と連絡して、年の前半に実施すべきであると決めたときもそうである。
- 10.12** 火災の危険性を最小限にするために、廃棄物はその量の比率に応じて定期的に取り除かれるべきである。廃棄物の除去専用の燃えない容器が設置されるべきである。
- 10.13** 経営者は、予防的措置を確保すべきである。例えば、適切な蓋付の金属製容器を用いて、可燃性の産業廃棄物、ごみ（例、油のついた布切れ）や破片等を迅速かつ適切に処理するなどである。
- 10.14** 火災の危険性を減らすために、過度の可燃性の資材は職場から取り除くべきである。
- 10.15** 床に飛び散ったり、落ちているもの（例えば、部品、ゴミなど）は速やかに床から取り除かれるべきである。床に飛び散ったり、落ちているものは火災の発生や拡大の原因になり、また特に火災による非常時に、滑ったり、つまずいたり、転倒したりする原因になる。

- 10.16** 従業員がその危険性と適切な取扱い手順を理解できるように、引火性・可燃性物質の貯蔵容器はその内容物と危険性の警告が現地の言語で表示されるべきである。可燃性資材の主要な容器は燃焼性のものであってはならない。〔裸火を使用しない職場では、1日の使用量の入ったプラスチック製蓋付の容器を使用することができる。〕資材が腐食性のものでないときは、ガラス(製の容器)は使用すべきではない。使用していないときは、可燃性液体の貯蔵容器は引火や危険なガスの充満を防ぐために蓋をして、適切な「棚、容器、建物」に保管すべきである。
- 10.17** 引火性・可燃性物質を使用したり、保管する場所は、(引火により危険が生じる恐れのある場所はどこでも)特定され、「禁煙」の適切な標識が掲示されるべきである。経営陣は、下請業者を含め全ての従業員が掲示された安全のための警告を遵守することを確保すべきである。現場での喫煙が認められている場合は、喫煙所を指定すべきである。喫煙の場所は、引火性・可燃性物質の場所から離れたところに置かれるべきである。引火性・可燃性物質を含んだ塗料を用いる危険な場所に、「禁煙」の標識が掲示されるべきである。
- 10.18** 移動式の暖房装置、モーター、オープンなどの発熱装置に可燃性物質(ほこり、油脂、油、繊維など)が付着してはならない。堆積した危険なほこり、油脂、油、繊維がアーク(火花)などの電氣的な原因により引火する可能性がある。
- 10.19** 空のパレットは、いくつかの危険を引き起こす可能性がある。可燃性があるだけでなく、パレットを端や横を下にして不適切な方法で保管すると、落ちたり倒れたりして人や装置に当たる恐れがあり、危険である。パレットは、スプリンクラーの機能を妨げない専用の場所に安全で安定した状態で積み重ねておくべきである。〔その場所に設置されるスプリンクラーの機能を妨げないように、6フィート又は2メートルを超える高さのパレットの積み重ねは避けることが推奨される。〕パレットは、通路、出口、非常装置などを塞いだままにしてはならない。損傷したパレットは直ぐに使用から外され、適切に破棄されるべきである。可燃性物質(例えば梱包材など)は、適切な消火活動の妨げにならないように保管されるべきである。保管の実際の実施(practice)には段ボール箱や「段ボール箱に梱包されていない物」を適切に積み重ねたり置いたりすることも含めるべきである。
- 10.20** 電気配線は全て、つまづいたり、頭上の危険物にならないよう、また、通常の作業の間に装置に引っかからないように、適切に設置され、支えられ、保護されるべきである。工場の装置の全ての導線は3点で接地されるか二重に絶縁されるべきである。擦り切れたり、使い古されたコードは使用してはならない。〔注:全ての電気配線が、線のサイズが適切であり、十分に絶縁され、適切に接続され、危険がないことを確保するために手続と文書類が保管されることが推奨される。電気機器と安全装置は、計画立った定期的なメンテナンスを受けるべきである。電気システムのモニターとメンテナンスのために、電気技師を抱えておくべきである。〕

- 10.21** 認知された規格に適合している「設置器、プラグ、遮断器などの装置」のみが使用されるべきである。不適切な一時的な配線（例えばソケットの中の裸線にプラグ無しにつなぐなど）は許可されてはならない。
- 10.22** 「接続器、コンセント、配電盤」は全て、安全な覆いやカバーで保護されるべきである。「配電盤、接続器、コンセント」は容易に使用できる状態にあるべきであり、障害物があってはならない。
- 10.23** 避雷システムは、電気配線と電気機器を保護し、火災を予防することができる。
- 10.24** 「廃溶剤などの引火性・可燃性の液体の貯蔵・取扱い」は、適切な「配管、容器、タンク」のみが使用されるべきである。専らそれ用に設計・建設され、安全装置が付いている「承認された部屋」が使用されていないときは、引火性液体の容器は、引火や危険なガスの発生を防ぐために密封して、適切な棚、容器、建物の中に貯蔵されるべきである。引火性・可燃性の液体を貯蔵する部屋の中の、「電気装置、スイッチ、電気配線」は全て、危険な場所で使えるもの（耐爆性のものなど）であるべきである。
- 10.25** 引火性の液体を保管するためのドラム缶はアースが施されるべきであり、また、帯電を防ぐために引火性の液体のディスペンスや移換えの際には、ディスペンス用の容器は電氣的に bond（結合されている）べきである。
- 10.26** 現場（サイト）の「手順」に、「文書化された（火気使用作業許可手続）」を含むべきである。「火気使用作業」とは、「通常の作業をする場所以外（の場所）における、可燃性物質に引火する可能性がある火炎の使用（切断用トーチ、ろう付けなど）又は火花が発生する活動（溶接、金属の研磨など）」と定義される。「火気使用作業」を行うには、危険な場所を特定するための「施設の調査」が行われるべきである。「危険な場所」での火気使用作業は爆発や火災を発生させる可能性がある。「危険な場所」には、一般的に引火性のある液体や気体がある場所が含まれる。「火気使用作業」を行うには「危険な場所」は、「許可なく火気使用の作業することを禁止する」といった適切な警告が掲示されるべきである。引火性・可燃性物質を現場から取り除くか、「火気使用作業」の影響を受けないように保護すべきである。「火気使用作業」を始める前に、「火気使用作業を行う場所から（取り）外すことができない区域や装置」を覆うために耐火性のカバーを用い、また、熱い火花やスラグが他のフロアや場所に移るのを防ぐなどの「特別な予防的措置」が講じられるべきである。火気使用作業が火災を生ずることがないように、火を監視する係員を配置すべきである。「火気使用作業」を行っている場所の下にも監視係が配置されることが多い。存在する危険性によっては、「火気使用作業」の完了後も 30 分から 60 分の間、監視係を置いておく必要がある。「火気使用作業」中に（予防措置が行われない場合は）、「火気使用作業」の完了から数時間後に火災が発生する恐れがある。考えられる現存する危険性に適した消火装置を、緊急用に何時でも使える状態にしておくべきである。多くの会社では、「火気使用作業」のために外部の業者が用いられ、こうした業者には火災や爆発のリスクを予防するための十分に訓練することが求められる。溶接の装置は適切に使用され、ケーブルは適切な状態で維持されるべきである。

- 10.27** バルブが保護されていない「ボンベ」は、バルブが衝撃を受けた場合に深刻な危険をもたらすものである。バルブが壊れた場合、ボンベはコンクリートの壁をも突き破ることが知られている。内容の表示（ラベル）（プロパン、酸素など）は、適切な言語で書かれ、読むことができるものであるべきであり、圧縮ガスボンベなどの「危険な化学物質の容器」の表面に明確に表示されるべきである。職員の訓練に「表示の仕組みの説明」が含まれるべきである。引火性ガスのボンベは全て、裸火、又は「引火する危険のあるもの」から 25 フィート〔7.5 メートル〕以上離れた場所に保管され、華氏 125 度〔51 〕以下の温度で、電気機器に触れないようにしておくべきである。ボンベの保管場所は全て適切に選択され、建設され、特定され、適切な警告表示がなされ、安全が確保されるべきである。ボンベは真直ぐに立てて、傾いたり倒れたりしないように適切に保管すべきである。ボンベの移動は、ボンベを固定するチェーンやベルトのついた適切な手押車（又はこれに類するもの）によって行われるべきである。ボンベは垂直にして輸送されるべきである。液化石油ガスのボンベは、安全緩衝装置が常にボンベの蒸気スペースと直接接触する位置にして保管・輸送されることが重要である。この位置は一般的には垂直である。使用していないとき、輸送中または空になったときは、ボンベの口を閉めるべきである。「圧縮ガスボンベの定期的な検査」が、現場の「圧縮ガスについての文書化された方針と手順」に盛り込まれるべきである。検査では、腐食、全面的な歪み、亀裂、極度のさび、漏れなどの欠陥に焦点を当てる必要がある。「承認を受けていない、又は間に合わせの圧縮ガスの装置」は使用されてはならない。如何なる場合にあっても、ボンベを「ローラーや支えや他の器具」として用いてはならない。酸素ボンベは、燃料や可燃性物質と離して保管しなければならない。酸素ボンベは、燃料ガスボンベから少なくとも 20 フィート〔6 メートル〕離すか、または耐火時間が 30 分以上の高さ 5 フィート〔1.5 メートル〕以上の不燃性の障害物（バリアー）によって燃料ガスボンベと区分することが推奨される。圧縮ガスを扱う従業員に対して、適切な取扱いと使用についての訓練を行うべきである。（注：現地法が適用可能な場合には、現地法が参照されるべきである。）
- 10.28** 空気中に危険なものが充満することを防ぐために、作業場からの可燃性のほこりと微粒子が適切に取り除かれるべきである。真空掃除機から洩れ出るほこりや微粒子がほんのわずかであれば、資材を（真空掃除機で）掃除することは受け入れられる。送風管で可燃性のほこりや微粒子を吹き飛ばすことは、（それらを）取り除くために適切な方法ではなく、受け入れられない。

- 10.29** 「溶剤の吹付け」を行う場所は、裸火、火花などの引火源から離れていなければならない。吹付けを行う場所には、スプレーの残留物が滞らないようにするべきである。全てのスプレー・ブースは、火災が広がるのを防ぐために、不燃性の材料で建設されるべきである。スプレー・ブースの床と隔壁も同様とする。ベルト、滑車などの動力伝達装置は、スプレー残留物が溜まらないような構造とすべきである。十分な換気装置のない場所では「下記」のことを適用する。「危険な環境の中での特定の用途」のために設計され承認を受けた電気機器（照明、スイッチ、コンセント、モーターなど）を利用すべきである（すなわち耐爆性があり、取り付けたときにぴったりと納まるもの）。〔注：毎月掃除することが推奨される。スプレーの残留物は爆発したり燃えたりする危険性がある。ダクトとフィルターは予定を立てて検査し、必要なら少なくとも4半期ごとに掃除を行うべきである。蓄熱や引火源となるものとの接触を制御するために、「適切な換気と乾燥のためのスペースの設計」が不可欠の要求である。〕
- 10.30** 屋内にある「引火性・可燃性液体の保管室」全てに、1時間に少なくとも6回は空気を入れ替えることができる重力又は機械式の換気システムが取り付けられているべきである。これにより爆発の危険性のある空気の蓄積を防ぐことができる。しかし、もし現地の防災規制の方がより厳しい場合には、それに従うべきである。吹付けを行う場所の全てに、引火性のある蒸気、霧、粉を十分に排除する排気装置が備えられるべきであり、閉ざされた場所に十分な新しい空気を入れる空気補給装置が取り付けられるべきである。排気フィルターを用いるスプレー・ブースでは、作業位置で、平均の気流速度毎分100フィート〔毎分30メートル〕を維持することとし、毎年測定を行うべきである。少なくとも四半期ごとにフィルターを掃除するか取り替えることが推奨される。汚染した空気が循環したり、それらの「空気補給装置の取入口」に再び入ることは許されるべきでない。
- 10.31** 「化学物質の安全な取扱、接合、避雷、防火」の訓練を受けた従業員のみが引火性・可燃性液体の移動や取除きを行うべきである。引火性・可燃性物質が見受けられる作業場に就業する従業員は、これらの適切な取扱い手順と、これらの物質が引き起こす可能性のある危険を理解していなければならない。
- 10.32** すべての警報システムは、少なくとも毎月メンテナンスとテストがなされるべきである。

- 10.33** 現地法の要求事項を調べ、それに従わなければならない。現地法の要求事項がない場合には、「下記のガイドライン」が用いられるべきである。緊急時にそれに対処する従業員が使用するために、可搬式の消火器が用意されているべきである。消火器は、危険の規模や程度、また火災の予測される規模に従って（どのようなものとするか）選択され、配布されるべきである。一般的に、消火器までの距離は75フィート〔23メートル〕を超えてはならない。可搬式消火器は、垂直にして消火器の上端まで1.4mになるような位置に置き、また、直ぐに使うことができ、従業員が怪我をしないような所に置かれるべきである。またそのように表示する。消火水槽とホース収納室も直ぐに判るようにし、防火の目的以外に用いないようにする。消火器は邪魔にならないように床よりも適度に高い位置に置くべきである。「労働者の安全と健康に危険な濃度の消火剤を用いる固定式の消火システム」が作動する場所は、その入口の外側と内側に危険性の（適切な）「警告」と注意すべき旨の表示が掲示されるべきである。
- 10.34** 可搬式消火器の「検査、メンテナンス、充填を行うシステム」が備えられるべきである。可搬式消火器は、毎月目視点検が行われ、各消火器に付けられた札にその記録がなされるべきである。毎年資格を有する技術専門家によって、可搬式消火器について完全かつ文書化されたメンテナンス・チェックがなされるべきである。
- 10.35** 「消火器を使うことが予想される緊急時対応の従業員」に対する「消火器の訓練と研修」が毎年行われ、それを文書として記録されるべきである。文書にまとめるべきである。固定式の消火システムを操作する従業員についても毎年訓練がなされるべきである。
- 10.36** 全ての火事は、根本原因を特定するために調査がなされ、再発防止のための戦略が用意されるべきである。
- 10.37** 既に設置されているホース、消火水槽、非常用発電機、その他全ての消火装置が効果的に使用できるように、定期的に（少なくとも年ベースで）点検とメンテナンスがなされるべきである。防火扉は適切に機能する状態にあるべきである。

セクション 11a

全般的な環境健康安全（EHS）

- 11.1 経営陣は、「全体的（overall）な、文書化された EHS プロセス」を確立するべきである。このプロセスに、「環境、健康、安全（EHS）労働環境条件」のリスクを特定し、評価し、コントロールし、文書化するために、「その現場特有の方針と手順」が盛り込まれるべきである。
- 11.2 文書化された「EHS の方針」が掲示されているか、現地の言語で書かれているか、適用される従業員に対するプログラムとして入手できるものとなっているか確認しなさい。
- 11.3 EHS プロセスを促進するために、指名された EHS 調整担当者が選任されるべきである。その EHS 調整担当者は、もし可能であれば、「現地政府の証明書のある、適切な訓練」を受けるか、そうでなければ、（それを受けたことを示す証明書のある）訓練コースかセミナーの訓練を受けるべきである。EHS 調整担当者を支援するスタッフの人数について、従業員の数に比例して増やしていくシステムについて考慮が払われるべきである。
- 11.4 EHS に関する委員会やチームは、様々な「交替勤務、任務、職階」を代表するメンバーによって設立され、構成されなければならない。EHS 委員会は、少なくとも 60 日毎に定期会合を持ち、工場長も少なくとも年 3 回は出席する必要がある。全ての会合の議事録は保管されなければならない。
- 11.5 従業員は、EHS に関する規則、安全な操業手順、EHS に関する活動、自己の業務に関係する（その他の）EHS 関連情報を知らされているべきである。現場での EHS の認識は、EHS に関する会合、回報、社報、掲示板、EHS 研修などの効果的な意思疎通手段を介して達成することができる。
- 11.6 新しい業務を始める前に、その業務特有の EHS に関する研修が全ての従業員になされるべきである。研修には、安全な方法による機械の操作、個人用の保護具の適切な使用、廃棄物の処分、吹付け装置の適切な操作などが盛り込まれるべきである。
- 11.7 従業員は、EHS に関する意見と懸念について発言する機会が与えられるべきである。この機会には、提案箱、会議、調査、個々人との対話を介して与えられることができる。施設の経営陣に寄せられた提案は、レビューされ、考慮され、適切に取り組み、EHS 委員会を介してフィードバックがなされるべきである。
- 11.8 EHS 調整担当者は、当該物質が使用される前に、新しい危険性を潜めた物質や工程を特定し、適切な安全管理（コントロール）を導入すべきである。
- 11.9 施設に搬入される「化学物質の容器」は全て、化学物質の名称、潜在的な危険性、（その物質）特有の取扱いや貯蔵に関する指示が（記号か現地の言語のどちらかとともに）書かれているラベルが貼付されているべきである。

- 11.10** 請負業者の社員は作業を始める前にオリエンテーションを受けるべきである。請負業者は（作業をする）施設で曝されることになる潜在的な危険性について知らされているべきである。オリエンテーションには、請負業者が従わなければならない現場での EHS に関する規則の概要が盛り込まれるべきである。請負業者は「文書化された EHS に関する規則」を受領しているべきである。
- 11.11** 現地の言語による、化学物質に関する「文書化された EHS に関する方針や手順」が、工場に導入された全ての化学物質の貯蔵、表示、取扱い、安全使用のための「化学物質 EHS プログラム」に責任を持つ全ての従業員に提供されなければならない。「化学物質 EHS プログラム」に関わる従業員の責任は、明確に規定され、文書化されるべきである。化学物質が使用され、貯蔵される場所で、使用したり作業する従業員は全員、「化学物質を安全に取り扱う経験をもった者による訓練」を受けなければならない。
- 11.12** 危険な化学物質それぞれについて、「物質安全データシート (MSDS)」が現地語で従業員に提供されなければならない。従業員は「MSDS が提供されること」と「その取得場所」について知らされているべきである。従業員は MSDS に図示されている、（鍵となる）安全性、表示（ラベル）、取扱いについて、それらがどのように解釈されるのかを理解しているべきである。〔注：古い MSDS は現行の MSDS のファイルから取り除かれるか、（5 年間は別の場所で保管する）ことが推奨される。〕
- 11.13** 工場に現に用いられ、保管されている「危険な化学物質」全てのリスト（その MSDS を含む）は保管され、EHS 調整担当者が工場長を通じて入手できるものでなければならない。
- 11.14** 危険な化学物質を使う場所には全て緊急洗眼設備が設置されているべきである。もし腐食性の有毒な化学物質が使われているときは、洗眼設備に加えシャワー室を設けるべきである。洗眼設備は危険な化学物質が使用されている場所から 100 フィート（30 メートル）以内とすべきである。洗眼設備とその作動について点検を毎月実施することは重要である。点検の結果を文書にすることが要求される。緊急洗眼設備とシャワー室の場所を示す標識（サイン）が派手な形で表示されるべきである。この要求事項は作業現場と実験施設の両方に適用される。11.8 項参照
- 11.15** どのような物質が現在、工程の中にあるのかを伝えるために、「貯蔵タンク、処理タンク、危険物を輸出するための配管、危険な化学物質の流れを制御するバルブ」はラベル表示をするか色分けがなされるべきである。色分けと表示は、操作とメンテナンスの重要な側面である。色分けの方法は、施設内で首尾一貫したものでなければならず、色分け方法とそれぞれの色が何を示しているかを掲示することにより伝達されるべきである。色分けに加えて、バルブ、接続部、ブリードバルブ、その他の重要な部分を識別するためにラベル表示が用いられるべきである。

セクション 11 b

健康と安全

- 11.16** 事故やニアミス (near miss) があつた際には、ある程度 (some degree) の調査をする必要がある。それには、怪我や死亡には至らなかつたものの状況が異なつていればさうなる可能性があつた火災、流出、損傷、危険な化学物質への過度の曝露、物的な損害、事故が含まれる。適切な情報を収集し、直接の原因、根本的な原因、必要なシステムの改良すべき点を特定し、また行動計画を実施に移すために、一貫性のある「様式」が用いられるべきである。提出する前に記入用紙に全てを記入するべきである。従業員には全ての事故を報告する必要性を認識させるべきである。このことは、会報、安全に関する会議の議事録、覚書を掲示することによって実現することができる。安全に関する会議は定期的にかれるものとする (60 日、11.4 参照)。是正措置記録により是正措置が軌道に乗つたものとなるようにすべきであり、(計画に従つて) 適時に完了するように「当該措置の現在の状態」を定期的に検討すべきである。
- 11.17** 事故は全て報告されるべきである。従業員は事故を直ちに報告するように奨励されるべきであり、事故の報告を行つたことで従業員が差別待遇、懲戒を受けたり、報告することに躊躇するようないふことがあつてはならない。
- 11.18** 施設は、従業員がゆったりとした衣服を着ていたり、装身具を身につけていたり、長髪ときは、作動している機械を使い、又は、その近くで作業を行うことを禁止すべきである。機械にからまるおそれのある、手袋、ゆったりとしたシャツ、幅の広すぎるズボン禁止されるべきである。指輪、ブレスレット、ネックレスなどの装身具も認められるべきでない。襟ぐりの下まで来る髪は認められるべきでない。
- [注：最も入念に考えられた安全防止システムであっても、(操手と関連する従業員全員がその使用方法とそれが何故必要なのかの理由を知らないなら) 効果的な安全を確保することはできない。全ての従業員は、安全に係る機械の安全装置について知らされているべきである。訓練には、危険の特定、安全装置の実演、安全装置の限界についての議論、故障を解決する適切な方法、必要な道具、取付け器具、個人用の保護具、ロックアウトやタグアウトが必要な活動 (11.25 を参照) 安全な作業慣行が盛り込まれるべきである。]
- 11.19** 従業員には、機械の安全装置に関する訓練がなされるべきである。

- 11.20** 「怪我を引き起こす原因となる機械の部品、作動、プロセス」に従業員が接触するのを防ぐために、全ての機械に安全装置が取り付けられるべきである。実施のポイントは、切断、形削り、面取り、縁取り、穴あけ、打ち抜きなど材料の加工の作業を行う（機械の）個所である。これらの個所に安全装置が取り付けられるべきである。動力伝達装置は、作業機械に動力を伝える機械システムの部品である。この部品には、「フライホイール（はずみ車）、滑車、ベルト、連接棒、連結装置、カム、スピンドル、チェーン、クランク、歯車」が含まれる。これらの部品は安全装置が取り付けられるべきである。その他に危険な可動部は、機械が作動している間動いている機械の部品である。これらの部品には、往復運動部品、回転部品、横断可動部品の他、送り機構と補助部品が含まれる。これらの部品は安全装置が取り付けられるべきである。床や作業面から7フィート（2.1メートル）以内の高さにある「滑車とベルト」などの駆動装置も安全装置が取り付けられるべきである。送風扇には、偶発的な接触に備えて安全装置が取り付けられるべきである。安全装置は、隙間が0.5インチ（12.5ミリメートル）よりも大きくないようにして取り付けられるべきである。
- 11.21** 起動・停止の制御装置は操縦者が利用できるものであるべきである。複数の操縦者がいる場合は、各操縦者の場所にそれぞれ別々に制御装置が用意されるべきである。起動ボタンは、偶発的に運転開始することがないように環状の安全装置を付けるべきである。起動・停止制御装置は、その機能別に表示（ラベル）したうえで適切に色分けされるべきである。「起動」制御装置には緑色が用い、「停止」制御装置には赤色が用いられるべきである。非常停止ボタンは、非常時に容易かつ迅速に起動するよう「手のひら型」や「きのこ型」のものであるべきである。他の制御装置と区別するために非常停止ボタンも赤色にすべきである。
- 11.22** 頻繁に点検が必要とされる領域は「コード、プラグ、回転部分、安全装置」である。手工具と可搬式の電動工具は欠陥のない状態にあるべきである。欠陥のある道具は、仕事場から取り除き、修理、交換されねばならない。〔注：機械や装置は、危険の原因になる過度のほこり、油脂、オイルがつかないようにしておくべきである。機械や装置は、認識可能な欠陥のない、適切な作動状態が維持されている場合にのみ安全かつ効率的であることができる。外れ止め、センサー、起動・停止制御装置などを点検することにより、安全な作動を保証する「事故防止のためのメンテナンス・プログラム」を定めることが推奨される。〕

11.23 溶剤ベースの塗料などの可燃性液体が「保管、使用、混ぜ合わせられる場所」では、火災や健康被害につながる恐れのある気化物質の集積を防ぐために、適切な部分的排気装置が必要不可欠である。(火災等を)コントロールすることは、排気に加えて、従業員への適切な訓練、(可燃性の)液体とその随伴する蒸気を「選択した区域」に封じ込めておくこと、発火源の管理、消火システムによる保護、を通じて最もよく実現される。禁煙対策は厳格に実施されねばならない。ハンダ付け、メッキ、塗装の混合などの作業は、平均気流速度が毎分 100 フィート(30メートル)に維持されなければならない。「排気フィルターを使用した、局所的な換気装置」が必要なことがある。平均値が 100 フィート(30メートル)未満になった場合は、工場ですぐな対応がとられるか否か確認しなさい。気流速度は、システムに変更があった場合や生産状況が大幅に増加した場合や少なくとも毎年測定がなされるべきである。汚染された空気が循環されたり、他の「空気補給装置の取入口」に再び入るようなことがあってはならない。蓄熱や発火源との接触を制御するには、十分な換気と乾燥した空間をつくる設計が不可欠である。〔注：作業のために「溶剤ベースの塗料などの可燃性液体を用いたり、混ぜたりする場合」は、これら液体が保管され、取り扱われ、使用されている間、厳しく管理しなければならない。これは経営陣の責任である。〕

11.24 従業員に対する有害物質の曝露量は、工場が立地している国の政府による規制基準以下でなければならない。そのような規制基準がない場合は、施設でのプロセスにおける、該当する化学物質に関する「ACGIH(米国政府産業衛生士連盟)の曝露量の制限」が参照されるべきである(本セクションの下方を参照のこと)。(サンプリングやテスト方法は、)その国の規制基準で求められていない場合には、例えば、アメリカのNIOSHやOSHAで承認されたサンプリングやテスト方法、又は、「主要なEU諸国においてそれと同等とみなされているもの」が使用されるべきである。曝露は、工学的コントロール、事務管理的なコントロール、個人用保護具の使用を通じてコントロールされるべきである。曝露の量が実際に基準以下であることを確認するために定期的なモニター(監視)が行われなければならない。この要求事項は、製造現場、化学物質を使う場所、実験室、倉庫、メンテナンス部門を含む全てのところで適用されるべきである。実行することが可能なときには、従業員への有害物質の曝露を基準以下にするために、工学的コントロールが実施されるべきである。工学的コントロールの例としては、機械式の排気装置がある。工学的なコントロールを実施することができない場合は、事務管理的(administrative)コントロールが実行されるべきである。事務管理的コントロールには、勤務の交替、予防的な整備プログラム、定期的な休憩、生産スケジュールの変更などが含まれる。工学的コントロールと事務管理的コントロールが不可能な場合は、保護具(PPE)が提供され、使用されなければならない。PPEは使用する者と防御する対象であるところの物質に適したものであるべきである。

| 化学物質 | 化学物質の使用工程 | (ACGIH TLV) ppm |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------|
| アセトン | 真空金属めっき、塗料 | *500 (短時間 750) |
| アルミニウム (Al) 溶接煙霧 | 溶接 | 5mg/m3 |
| ブチルセロソルブ (2-ブトキシエタノール) | 塗料* | 25 |
| カドミウム (Cd) 溶接煙霧 | 溶接 | 0.01mg/m3 |
| クロム (Cr) 溶接煙霧 | 溶接 | 0.5mg/m3 |
| 銅 (Cu) | 溶接 | 1mg/m3 |
| シクロヘキサノン | 塗料* | 25 |
| エチルアセテ - ト | 塗料* | 400 |
| ホルムアルデヒド | メッキ (硝酸銀) および射出成形 (アセチル樹脂の副産物) | 最高限度 0.3 |
| 塩酸 | 射出成形およびロートキャスト (PVC の副産物) 、メッキ | 5 |
| 鉄 (Fe) 溶接煙霧 | 溶接 | 5mg/m3 |
| イソシアン酸塩 (MDI) | 鋳造 | 0.005 |
| イソシアン酸塩 (TDI) | 鋳造 | 0.005 |
| イソプロピルアルコール | 塗料*、清浄、ヘアジェル | 400 (短時間 500) |
| 鉛 (Pb) | 溶接、はんだ付け | 0.05mg/m3 |
| マンガン (Mn) 溶接煙霧 | 溶接 | 0.2mg/m3 |
| 塩化メチレン (MC) | 塗料*、溶剤ボンディング、清浄、真空メッキ | 50 (短時間 125) |
| メチルエチルケトン (MEK) | 塗料*、溶剤ボンディング、清浄 | 200 (短時間 300) |
| メチルイソブチルケトン (MIBK) | 塗料*、清浄 | 50 (短時間 75) |
| ミネラルスピリット / ストダード溶剤 (灯油) | 塗料*、清浄、真空金属メッキ | 100 |
| ニッケル(Ni)溶接煙霧 | 溶接 | 1mg/m3 |
| 硝酸 | メッキ | 2 (短時間 4) |
| 有害な粉塵 | 研磨、プラスチック粉末混合 | 10mg/m3 |
| 呼吸域粉塵 | 色混合 | 3mg/m3 |
| リン酸 | メッキ | 0.25 (短時間 0.75) |
| 苛性ソーダ | メッキ、真空金属メッキ、軸の剥離 | 最高限度 2mg/m3 |
| スチロール | 射出成形 (ABS 樹脂の副産物) | 20 (短時間 40) |
| 硫酸 | メッキ | 0.25 (短時間 0.75) |
| トリクロロエチレン (TCE) | 溶剤ボンディング、塗料 | 50 (短時間 100) |
| トルエン | 塗料*、清浄、真空金属メッキ | 50 |
| すべての炭化水素 (n-ヘキサン) | 塗料*、真空金属メッキ、 | 50 |
| バナジウム (V) 溶接煙霧 | 溶接 | 0.05mg/m3 |
| 溶接煙霧 | 溶接 | 5.0mg/m3 |
| キシレン | 塗料*、清浄、真空金属メッキ | 100 (短時間 150) |
| 亜鉛 (Zn) | ダイカスト | 5mg/m3 |

* 塗料には、ハンドスプレー、静電塗装、タンポ印刷が含まれる。

- 11.25** 施設は、危険性の高いエネルギー・コントロールの管理に関する、「文書化された手順」を定めるべきである。発行の日付を記録しなさい。この手順は、機械や装置の運転とメンテナンス（ここでは、予期せぬ作動、起動、蓄積エネルギーの放出により、傷害が引き起こされる可能性があるが、）における従業員の安全のために作成されるべきものである。予防すべき危険は、電気が流れている配電回路やその部品に巻き込まれ、押しつぶされ、衝突し、放り出され、接触することである。エネルギー源には、電力、機械、空気（圧縮空気）、水力、化学、熱が含まれる。全てのエネルギー源のスイッチが切られ、また、可能な場合には、シャットダウンの間に、無意識のうちにスイッチが入られることのないように、スイッチとバルブがロックされるべきである。そして、どうしてエネルギー源がロック・アウト（ロック・オフ）されているのかを全ての人に明確にするためにタグが用いられるべきである。
- 11.26** メンテナンスと修理を行う従業員（オーソライズされた従業員）は仕事を行う前にロック、タグ点検の手順と実行方法について、それに必要な能力のある者から訓練を受けるべきである。その機械と装置を通常操作する者（直接影響を受ける従業員）と、ロックされた、又はタグを付けられた装置の近くで仕事をする者（その他の従業員）も訓練がなされるべきである。従業員が、いつエネルギー制御が行われているかを認識し、この手順の目的と「ロックアウトされている機械や装置を起動したり使用しないことの重要性」を理解することができるように、全ての従業員は彼等の作業所における適切なロックアウト・タグアウト・プログラムの概要について説明されなければならない。その権限のある（オーソライズされた）従業員に対する研修が最近のもので、1年以上前のものでないことを確かめるために、ファイルを調べなさい。従業員がロックアウトやタグアウトに関し、そのことに十分知見のある者から適切な研修を受けたかを確認しなさい。
- 11.27** ロックアウトやタグアウトを行う従業員に、十分な数の遮断装置が提供されているべきである。提供される装置には、「ロック」、「タグ」、「グループ・ロック・ボックス」、「サーキットブレーカー・ロックアウト」、「バルブロックアウト」、「ロック・ハスプ」などが含まれる。これらの装置はすぐに使える場所で整備されているべきである。一つの装置について仕事をしているメンテナンス担当の従業員は、それぞれがその装置をロックアウトするための専用のロックを保有すべきである。
- 11.28** 3人から5人のメンテナンスの担当者を選びなさい。どのように装置を動かすかについての説明と実演をすることを求めなさい。稼働、メンテナンス、修繕を行う前に、装置の動力源がロックアウトされていることを確認しなさい。
- 11.29** 危険性の評価は作業ごとに行われ、それぞれの作業に適合した個人用の保護具（PPE）がリスト化されるべきである。個人用の保護具はそれぞれの作業の危険の評価に基づいて選択されるべきである。

11.30 個人用保護具は、その必要があるところに提供されるべきである。以下に掲げたのは、各種の個人用保護具の使用が必要とされる状況である。

目や顔の保護具：目や顔の保護具は、飛んでくる物、液体、有害な放射線、これらの危険（物）の組合せによる障害の危険性があるところに提供されるべきである。どのような種類の目の保護具とするかは危険性による。目の保護具には、保護眼鏡、ゴーグル、防顔シールド、有害な放射線の遮断レンズが含まれる。

足の保護具：足の保護具（安全靴）は、「落下物、回転する物、足の甲に刺さる物」によって足に怪我する恐れがある場合に提供されるべきである。安全長靴は足が液体、汚染物、危険な化学物質に曝される恐れがある場合、足が電氣的な危険があるものに触れる恐れがある場合に提供されるべきである。

聴覚保護具：大きな騒音に曝されることにより聴力を損ねる恐れがある場合、聴覚保護具が提供されるべきである。適切に使用された場合、聴覚保護具は、従業員の騒音暴露量を 85 デシベル（dBA）未満に抑制できるものであるべきである。聴覚保護具の種類には、耳当てと耳栓が含まれる。

手の保護具：「化学製品、裂傷、火傷、刺傷、極端な高温や低温」から十分に従業員を保護するために適切に等級付けられた手袋が提供されるべきである。

頭の保護具：頭の保護具（ヘルメット）は、「落下物」、「飛んでくる物」、「一定の電気ショックによる燃焼」による衝撃や貫通から保護するために提供されるべきである。

保護衣：保護衣が、「化学製品、裂傷、刺傷、寒さ、火傷」から従業員を保護するために提供されるべきである。

呼吸用保護具：有害な種類や有害となる量の空気中の汚染物質を吸入する恐れがある場合は、呼吸用保護具が提供されるべきである。空気中の汚染物質には、微粒子（煤塵）、蒸気、ガス、エアゾール（煙霧）、発煙（金属粒）が含まれる。呼吸用保護具には、空気清浄器と空気供給器が含まれる。呼吸用保護具の適切な選択には、「汚染物質の特定と評価」、「適切な呼吸用保護具の決定」が必要である。呼吸用保護具は全て、汚染物質による曝露に関する「規制当局や試験検査機関」による承認を得たものであるべきである。呼吸器系の病気のある従業員に呼吸用保護具を用いて作業することを求めてはならない。

訪問者に提供する PPE：PPE の着用を求める標識のある場所に立ち入る場合やその場所で作業する場合、訪問者には適切な保護具が提供されるべきである。

施設の手順に従い、個人用保護具が適切に使用されているかどうかを確認するために、従業員を観察すべきである。保護具が特に必要とされている施設内の場所で従業員が保護具を使用しているかどうかを確認しなさい。(保護具の使用が)必要な場所で従業員が個人用保護具を装着していない場合は、その従業員が個人用保護具を入手することができるのかどうか、管理監督者が個人用保護具の使用を強く指示していないのかどうか確認しなさい。

- 11.31** 提供された個人用保護具の適切な「保管、クリーニング、使用」について従業員は訓練がなされているべきである。「必要に応じて評価がなされ、使用する保護具」には、目や顔の保護具、足の保護具、聴覚保護具、手の保護具、頭の保護具、保護衣、呼吸用保護具がある。訓練には、全ての用具について適切な着用が盛り込まれるべきである。問題を継続的に認識しておくために、毎年保護具の再指導が行われるべきである。行われた全ての訓練を確認するために訓練記録が開示されているべきである。11.6 項目参照。〔注：呼吸保護具を着用する従業員は、その使用・管理・装着テストについて医療上の評価を受けることが奨励され、また、保護プログラムとして年一回聴力検査を受けることが奨励されるべきである。〕
- 11.32** 「個人用保護具が必要な場所と、その種類を表示した標識」が(職員が)一般に使用する場所と作業拠点に掲示されるべきである。
- 11.33** 訓練を受け免許を有する従業員のみがクレーンと巻上げ機を操作すべきである。資格を有する者による訓練が行われるべきである。訓練には、一般的なクレーン、吊上げ機、巻上げ機の操作規則の再確認が盛り込まれるべきである。
- 11.34** 最初に使用する前に、新品や改造した「クレーンや巻上げ機」は全て、安全な操作状態にあることを確認するために、資格のある者によって点検がなされるべきである。(定期検査は)ギアやモーターの掃除と注油のためだけでなく、欠陥、疲弊、酷使の標(サイン)がないかを見るために、外部・内部の部品についても定期的に検査を行うべきである。クレーン、吊上げ機、巻上げ機が損傷・欠陥がある場合は、使用を停止し、修理・交換するまで使用しないことが表示されるべきである。〔注：毎日、使用前に、吊上げ機と留め具と締め具全てについて損傷や欠陥がないか外観から点検すべきである。状況的に必要であれば、追加的な点検がなされるべきである。〕
- 11.35** 「クレーン、吊上げ機、巻上げ機」全てについて、最大荷重制限が(目立つようにはっきりと)表示されるとともに、施設は「最大荷重制限が遵守されていること」を確保するべきである。偶発的に荷物が外れることのないように巻上げフックが安全ラッチ(止め金)とともに取り付けられるべきである。〔注：全てのクレーンの梁にも表示を行うことが求められる。というのは、横に動く2つ以上のレールがある場合に、同じシステムの同じセクションで、「2つのクレーンの重量とその荷物の重量の合計量」が(effectively に)懸かるという事態が起こる可能性があるからである。〕

- 11.36** 3フィート（1メートル）を超える階段の開いた側面には、「現地法を遵守した、適切な手すり」がつけられるべきである。この手すりは、「上部の手すりと中間の手すりと十分な支え」からなっているものであるべきである。
- 11.37** （それに）隣接している床が地面から3フィート（1メートル）以上の高さにある「囲いのない床や作業台」の周囲は、そこに「タラップ、階段、固定されたはしごへの入口」がある場合を除き、適切な手すりやガードされているべきである。「作業台、階段、床」の周囲に柵のない「部分」は、適切な手すりが必要とされる。高さ3フィート（1メートル）以上のタラップは、使用されていない時は、積込台からの落下を防ぐためにバリアー（チェーン）が取り付けられるべきである。
- 11.38** 人を持ち上げるには、安全な昇降式の作業台のみが用いられるべきである。このような作業台として、十分な手すり、中間部分の柵、足置き台を備えた安全な台が用いられるべきである。パレット、木箱、部品を保管する箱などを「臨時」の作業台として用いてはならない。その地方において適切な作業台は、（使用前の点検も含め）当該作業台を製造した者の指示に従って、計画されたとおりに使用されるべきである。作業台は、吊り上げ装置に固定しても機械学的に大丈夫なように設計されているべきである。項目 11.8 を参照のこと。
- 11.39** 従業員が乗った作業台を吊り上げる前に、作業台（つりかご）が吊上げ装置（フォークリフト、レーモンド・リフト）から離れて床に落ちないように、作業台を吊上げ装置にしっかり固定すべきである。チェーンや固定装置を用いるべきである。荷重と作業の高さに基づくフォークリフトの持上げ能力（のりミット）を遵守すべきである。〔注：作業台を床の高さに下ろしてから、フォークリフトを移動すべきである。それに必要な能力のある保守作業員により、少なくとも年に1回、機械式の吊上げ装置の点検が行われるべきである。〕
- 11.40** 使用する前に、はしごに損傷や欠陥がないか外観の点検が行われるべきである。損傷や欠陥のあるはしごは使用してはならない。損傷または欠陥のあるはしごは、修理や交換がされるまで使用しないことを表示するか、（その旨を記載した）札が付けられるべきである。
- 11.41** 天窓の開口部は、（外に曝される側は）スクリーンか固定された柵で覆われるべきである。床に開けられたマンホールは、十分な強度のある構造のカバーで覆われるべきである。

- 11.42** 施設は、密閉された空間への立入りに関する「文書化された方針や手順」を定めるべきである。発行日付を記録しなさい。「密閉された空間」の例には、圧縮空気タンク、燃料や溶剤の貯蔵タンク、格納庫（サイロ）集水溝などである。書面での立入許可が、「密閉された空間に関するプログラムに責任を持つ EHS 責任者」によって発行されるべきである。立入り手順には、「エネルギー源と危険物質の源を隔離すること、密閉空間の空気のテスト（酸素、低爆発レベル、毒性の大気汚染物）換気、連絡、立入りと退出、緊急の救出」に関する規定が定められるべきである。〔注：従業員を密閉された空間に入れないですむようあらゆる努力がなされるべきである。作業が必要な場合は、特定の場所についての手順が定められるべきである。〕
- 11.43** 訓練を受けた者だけが、密閉された空間への立入りや、密閉された空間で作業を行う他の従業員を支援することを許可されるべきである。実施された全ての訓練を確認するために訓練記録が開示されているべきである。
- 11.44** 「認知されている安全慣行」では、密閉された空間で作業を行う必要のある従業員の安全性を確保するため、「立入り手順に従うべき」旨が定められている。全ての密閉された空間は、「密閉空間 立入り手順厳守のこと」と現地語で記載された標識によって特定され、無許可での立入りを防ぐために防御されたり、施錠されなければならない。密閉された空間の種類としては、貯蔵タンク、処理容器、防油堤タンクファーム、ボイラー、炉、サイロ、地下排水溝、囲い型コンベアーが含まれる。できる限り密閉された空間の内部での作業は避けられるべきである。
- 11.45** 訓練を受けた従業員だけが、「フォークリフトなど動力による産業用車両」の運転を認められるべきである。行われたすべての研修を確認するために訓練記録が開示されているべきである。運転する者が（適切な者であることを）証明すべきであるという政府の要求事項がある場合は、運転者は免許証を携帯すべきである。
- 11.46** 各フォークリフトについて外観と機能の点検を毎日実行し、そしてその点検に関する文書が開示されていなければならない。機械の点検プログラムが実行され、少なくとも毎年フォークリフトの点検が行われ、その記録が保管されているべきである。〔注：安全な運転を確保するために、装置の欠陥が是正されるべきである。欠陥のある装置は速やかに作業から取り除かれ、修正されなくてはならない。〕
- 11.47** フォークリフトを作動させている現場に歩行者がいる可能性のあるときは、「停止」の標識、鏡、時速制限の標識が掲げられるべきである。
- 11.48** 作業員がトレーラーに入る前に、ドックからトレーラーが動かないように車輪に車輪止めをしなければならぬ。トレーラーを制止するためにドックロックを用いることもできる。

セクション 11 c

環境

- 11.49** 危険な廃棄物は、適切な容器に閉じ込め、保管されるべきである。廃棄物が入ったドラムカンが、ふたや環、栓がなされて適切に保管されていることを確保するために、現存する危険な廃棄物の保管場所をレビューしなさい。確実にふたや環、栓をしていれば、ドラムカンがひっくりかえった場合でも中身の流出を防ぐことができる。有機溶剤の場合は、このようにすることで蒸発を防ぐことができる。また、雨がドラムカンの中に入るのを防ぐことができる。ドラムカンの点検が行われ、ドラムカンからの漏れやドラムカンに大きな凹みがないことを確認すべきである。廃棄物が入ったドラムカンにはその全てに危険を警告する適切なラベルに加えて、「危険廃棄物」ラベルが表示されるべきである。廃棄物の保管場所の点検を毎週行うべきである。保管場所には、適切な掃除用具と消火器が用意され、また、(危険な廃棄物の)保管場所である旨の表示がなされるべきである。廃棄物の保管は、相互に相容れない物質と一緒に保管しない方法で行われるべきである。
- 11.50** 現地法によっては、ある種のタイプの危険な廃棄物は特別の施設で処理することを義務づけているものがある。そのような場合は、危険で有毒な産業廃棄物は、政府の許可のある施設で(そのような施設がある場合)適切に処分されるべきである。このような政府が許可した施設がない場合には、危険な廃棄物は現地法に従って処理されるべきである。現在の営業許可書と取扱ひ者の免許をチェックしなさい。危険な廃棄物の除去と処理を行う請負業者が適切な許可を受けているかを確認しなさい。危険な廃棄物について、「処理のための出荷文書(マニフェスト)」全てを現地地の規制に従って現場に保管しなさい。廃棄物のマニフェストをチェックしなさい。廃棄物を出した者が廃棄物を処理する施設を調べることが推奨される。(これは義務ではないが)〔注：もし工場が、本セクションの主要な規定の全てに適合していない場合には、工場は、改善実施計画(付属文書)の一部として、本セクションへの適合プランを作成するために、合理的な期間が与えられ、また、改善実施計画を実行するために合理的な期間が与えられる。〕
- 11.51** 現地法によっては、あるタイプの工場の工程について排出許可や証明書を要求しているものがある。施設が産業工程で生じた廃液を排出する場合は、排出許可や証明書が必要かどうかを評価すべきである。許可を受けている場合は、(廃液の排出が)許可の要件に適合していることを確認すべきである。〔注：もし工場が本セクションの主要な規定に適合していない場合には、工場は改善実施計画(付属文書)の一部として、本セクションへの適合プランを作成するために合理的な期間が与えられ、また、改善実施計画を実行するための合理的な期間が与えられる。このセクションの実施は、改善実施計画における他の部分(aspect)を実施する場合よりも時間がかかるものであり、多くの行動と費用が必要となる場合があることが広く認識されている。〕

- 11.52** 化学物質の蒸気を大気中に排出する施設では、排出する場所の評価を行い、それが現地法の要求事項に適合しているかを確認し、そして毎年試験報告書を入手すべきである。現地法により、適切な許可を得ることが要求されている場合は、そのような許可は公開されるべきである。全ての場所で全ての開口部の記録を保有し、開口部に番号をつけることが薦められる。施設は、煙突や通風孔から出る排気量を理解しておくべきである。〔注：もし工場が本セクションの主要な規定に適合していない場合には、工場は改善実施計画（付属文書 ）の一部として、本セクションへの適合プランを作成するために合理的な期間が与えられ、また、改善実施計画を実行するための合理的な期間が与えられる。このセクションの実施は、改善実施計画の他の部分（aspect）を実施する場合よりも時間がかかるものであり、多くの行動と費用が必要となる場合があることが広く認識されている。〕
- 11.53** 汚水の排出については、施設は従業員の数と浄化システムの大きさに応じた（適切な）頻度で、浄化システムの清掃を行うべきである。現行の汚水処理の実態が現地法に適合しない場合には、共同体のインフラストラクチャーが工場の汚水処理に利用できる時は、改善実施計画が作成され、実施されるべきである。〔注：施設は全ての浄化システムの清掃に関する定期的なメンテナンス計画を持つべきである。〕

セクション12a

福利厚生 - 従業員寮

本セクションは、従業員寮のある施設のみに適用する。

- 12.1** 参考として、部屋ごとの従業員の数を記録しなさい。一部屋の人数が 12 人を超えないことが推奨されるが、これは強制ではない。現状の施設が必ずしもこの要求事項に適合していないことがあることは良く知られている。全ての新しい施設では一部屋に 12 人までとするよう努力するべきであるが、少なくとも 12.2 項の要求事項に適合しなければならない。
- 12.2** 寮の人数は定員数を超えてはならない。1 つの部屋に暮らす人数を決めなさい。従業員 1 人当たりの最低平方フィートは、眠る場所、(個人の)物の置場、利用できる場所を含めて 20 平方フィート (1.8 平方メートル) とすべきである。
- 12.3** 寮の設備として、十分な数のトイレとシャワー又は浴室を用意すべきである。従業員 12 人当たり最低でもトイレ、シャワー室、浴室を 1 つずつ用意すべきである。2000 年 11 月以前に建てられた寮については、浴室とトイレの比率は、労働者 20 人まで「シャワー室・浴室」一つとトイレ一つとすることが出来る。トイレと(可能な場合は)シャワーは、寮の部屋と同じ階にあるべきである。
- 12.4** 寮の部屋、共用部分、トイレ、浴室、シャワー設備は全て、機能的、清潔、悪臭のない状態に維持すべきである。寮の部屋には、各入居者につき 1 つのベッドと個人用保管場所を備えるべきである。貴重品のための安全な保管場所がなければならない。状況に対応した扇風機や暖房装置を含め、適切な数の換気装置が利用できるべきである。寮の部屋、トイレ、シャワーの定期的な清掃を確実にを行うための計画を立てるべきである。従業員は、シャワーやトイレを利用する際にプライバシー確保のために手段が提供されるべきである。シャワーの場所は、水が流れるようにすべきである。温水は、シャワーや風呂から合理的な距離で利用できるものでなければならない。有効な水洗システム(機械または手動による)が使えなければならない。
- 12.5** 現地における期待に沿って、居住者に対して衣服の洗濯が提供されるべきである。
- 12.6** 居住者の数に見合った娯楽設備が利用できなければならない。例えば、これらには卓球、ビデオ、図書室、テレビなどが含まれる。

- 12.7** 建物は、その中に人を居住させることが可能であり、また、居住に適していることを確認するため、全ての建物について物理的及び構造面の統合性について専門家の評価が受けられるべきである。この評価を行うのに必要な資格や免許に関し、現地、地域、国の規制を調べるべきである。建物の物理的な状況と「壁、床、通路など」の付帯的構造物は、人が怪我をする原因となる損傷がないように維持されるべきである。穴、高低のある表面、亀裂は、修理せずに放置すると危険を引き起こす可能性がある。現場（サイト）の管理者は、評価結果の写をファイルして保存すべきである。発行の日付を記録しなさい。
- 12.8** 寮は、その居住者や訪問者が従うべき、全般的な「規則」があるべきである。これらの規則は、娯楽の時間、共用部分などの利用、居住者の安全に関するものが決められている。（適切な安全のための規則を含む）居住者や訪問者に関して全般的な規則が寮にあるかを確認しなさい。この規則が掲示されているか、また、現地語で書かれているかを確認しなさい。
- 12.9** 寮の規則には、規則に適切に従わない場合に執るべき措置が定められているかを確認しなさい。措置は、第 6.0 項「懲戒」に従うべきものとする。
- 12.10** 勤務時間外に居住者が居住施設に自由に出入りすることを認められているかを確認しなさい。居住者の安全と配慮のために門限を定めることが認められている。門限がある場合は、その時刻を記録しなさい。
- 12.11** 寮の部屋、トイレ、シャワーは、男女で別にすべきである。経営陣は、寮の維持管理を行うにあたって、男女のプライバシー（の重要性）を認識し、必要な手段を講じるべきである。
- 12.12** 「無許可の者や自動車の寮への出入り」と盗難を防ぐために、安全上の備えを行うべきである。規則が遵守されているか、火災の危険性はないか等を確認するために、警備員が寮を定期的に見回るための手続が定められるべきである。盗難に備えて寮の部屋と私物保管の場所に鍵がかけられているかを確認しなさい。また、誰がこれらの場所の鍵を持つかを決めなさい。
- 12.13** 寮は、セクション10.0「防火」に合致した火災緊急時対応措置の全てを遵守すべきである。

セクション12b

福利厚生 - 売店と食堂

- 12.14** 施設は、「商業施設における食事の調理と提供に関して適用される法律」を認識し、これを確認しておくべきである。検査は、少なくとも年に一回は実施すべきである。監査人は、食品の提供に適用される法律を確認し、(法律の)発行の日付を記録すべきである。全ての食事を提供するエリア、設備、活動は、施設の所在地を管轄する区域に適用される法律、政令、規制に従うべきである。免許証が規定されている場合は、これを保有し、かつその日付が有効でなければならない。免許の番号と政府や検査機関の最新の検査の日付を記録しなさい。
- 12.15** 食事を提供するエリアとその活動は、健全な衛生の原則に従って行われるべきである。食事、給食は、衛生的で腐敗がないものとし、また雑菌により汚染されることのない方法で加工、調理、処理、保存がなされるべきである。食事担当従業員は、複数の用途に使われる調理器具、給仕用具、食器を適切に洗浄してから再使用すべきである。食品の調理は正しく行う。食品担当従業員は、雑菌による感染を予防するために食品を扱う前に効果的に手を洗う必要がある。
- 12.16** 食品担当従業員は食品の適切な取扱いと保存方法について、訓練がなされているべきである。経営陣は責任者を指名し、就業時間中は食品サービスの場所に必ずこの責任者がいるようにすべきである。
- 12.17** 食品が伝染病の病原菌に汚染されないように、食品の取扱、調理、給仕を行う従業員が良好な健康状態にあることを確保するシステムが導入されるべきである。健康記録が現在のものかどうかチェックしなさい。少なくとも、食品関連の全従業員について年度毎の健康診断の記録をファイルすべきである。B型肝炎や結核などの伝染病の保菌者であることが判明した従業員は食品サービスの場所で働くことは許されるべきでない。
- 12.18** 昆虫や害獣を調理室や保存場所に引き込まないように、残飯やくずは容器に入れ、床に落ちていないよう清掃すべきである。
- 12.19** 腐敗しやすい食品は、適切に温度調節された貯蔵場所に保管されるべきである。腐敗の徴候がないか、賞味期限がある場合は期限切れでないか確認すべきである。調理済の食品と生の食品と一緒に保存しないように注意すべきである。

セクション12c

福利厚生 - 医療サービス

- 12.20** 施設では、現地法に適合する、(現地法が無いところでは)現地の医療当局の助言(アドバイス)に基づく、救急医療の取扱いに関する「文書化された手順」を持つべきである。手続には、救急医療処置、応急処置を行う者に対する訓練、応急処置用品の管理と場所に関する規定を盛り込むべきである。発行の日付を記録しなさい。
- 12.21** 施設では救急医療が受けることができるようになっていなければならない。利用できる医療サービスは、施設内の医療センターであるか、(合理的な距離にある)近隣の病院や医療センター、クリニックとする。緊急の場合に、この距離を安全に移動するのにかかる時間を認識しておくべきであり、この時間はできれば15分を超えないことが理想的である。このような施設がないために、このことが不可能である場合は、最も近い施設の位置、時間、距離を認識し、(移動の最短時間が確保できるよう)掲示を行うべきである。医療サービスが施設内にある場合は、通常の産業労働救急対応措置の訓練を受けた医療職員を配属し、現地の法律と基準に従って操業させるべきである。
- 12.22** 施設では、怪我と病気の記録を保管すべきである。記録事項には、怪我の日付、怪我をした者の氏名、怪我の詳細およびその原因が含まれるべきである。根本原因とその他の状況を特定することに努力すべきである。怪我や病気の傾向を評価し、その統計をとるために、怪我や病気の記録を保管することが望ましい。この記録は、発生や傾向を特定し、改善行動の決定・評価を行うために定期的に分析されるべきである。
- 12.23** 救急医療を社内スタッフで行っている場合は、施設は、それぞれのシフトに適切な人数の医療スタッフを手配すべきである。医療スタッフや選ばれた従業員は、一般に行われている応急処置/心肺機能回復法(CPR)の訓練を受けた者でなければならない。規模が小さな施設においては、各シフトにおいて少なくとも2人は、一般に行われている応急処置/心肺機能回復法の訓練を受けた者でなければならない。規模が大きい施設の場合は、規模に応じて従業員の1%に当たる人数より多くの応急処置/心肺機能回復法の訓練を受けた者が必要になる。

12.24 施設では、応急処置用品が備え置かれているべきである。これらは最低限、下記の品目を含む標準的な応急手当キットから構成されているべきである。(注：応急手当用品箱には、(処方箋が必要な)口から飲む薬類が入っていないはならない)

従業員 50 人未満の場所では「第 1 欄」を参考にしなさい。50 人以上の場所では 100 人毎に「第 2 欄」を参考にしなさい。

| 推奨される用品 | 第 1 欄 | 第 2 欄 |
|---|-------|-------|
| 応急処置心得 | | |
| 現地語で書かれた冊子 | 1 | 1 |
| 殺菌した医薬処理してない包帯 | | |
| 指の傷用の小型の包帯 | 6 | 12 |
| 手、足の傷用の中型の包帯 | 3 | 6 |
| 各種のサイズを取り合わせた粘着性の傷用包帯 | 12 | 24 |
| 漂白していない更紗の三角形の包帯で、長い方が 1.3メートル以上、他の方は 0.9メートル以上の もの | 2 | 4 |
| 絆創膏(亜鉛酸化物) 少なくとも長さ 4.5メートル×幅 25ミリ | 1 | 1 |
| 脱脂綿の束、1ヶ 30グラム | 3 | 6 |
| 圧力をかける包帯 | 1 | 1 |
| 安全ピン | 適量 | 適量 |
| 包帯用ハサミ | 1 | 1 |
| 使捨て手袋 | 適量 | 適量 |

応急処置室に応急処置の標識が掲示されるべきである。応急処置用品は、施設や寮での利用が(合理的に)可能な場所に置かれるべきである。安全上の理由で応急処置用品に鍵がかけられている場合は、応急処置要員や心肺機能回復を施すスタッフが 3 分以内に使えるようになっていなければならない。最低限、各製造フロアに 1 セットの応急処置用品が備え置くことが求められる。

- 12.25** 施設では、体液に触れることによって伝染病が感染することを防ぐための「文書化された手順」を有すべきである。この「文書化された手順」には、血液に触れることによる伝染病の感染を防ぐために、血液感染する病原体に曝されるおそれのある仕事の分類化（看護師、応急処置スタッフ、清掃職員など）、治療・応急処置を行う職員の訓練、血液の付着した廃棄物、注射針その他生物学上危険な廃棄物の取扱いと廃棄処理（に関する事項）が盛り込まれるべきである。
- 12.26** 施設では、医療廃棄物をその他の廃棄物から分離し、（医療廃棄物を）偶発的な接触や汚染を防ぐ方法で処分すべきである。これは、医療廃棄物にラベルを貼り、現地の病院で焼却処分することにより達成することができる。注射針の処分は、尖った物体が入っていることを表示した容器の中に入れることで行うべきである。血液の付着した廃棄物の処分は現地の規制に従うべきである。

参考資料 A
(9.15 参照)

注：

- “ * ” この汚染物質については、MCL (最大汚染物質)又は確立したガイドラインの値を超えている。
- “ * * ” バクテリアの結果値は、収集した情報の欠如により、またはサンプルの 30 時間の保存時間が超過したことにより、無効であることがある。
- “ NBS ” バクテリアの検出無し
- “ P ” 有
- “ A ” 無
- “ EP ” 大腸菌有り
- “ EA ” 大腸菌無し

| 実施された分析 | MCL (mg / l) | 検出 限界値 |
|---------------------|-----------------|-----------|
| 大腸菌 全量 | P | P |
| 無機化学物質 - 金属： | | |
| アルミニウム | 0.2 | 0.1 |
| 砒素 | 0.05 | 0.01 |
| バリウム | 2 | 0.3 |
| カドミウム | 0.005 | 0.002 |
| クロム | 0.1 | 0.01 |
| 銅 | 1.3 | 0.004 |
| 鉄 | 0.3 | 0.02 |
| 鉛 | 0.015 | 0.002 |
| マンガン | 0.05 | 0.004 |
| 水銀 | 0.002 | 0.001 |
| ニッケル | 0.1 | 0.02 |
| セレン | 0.05 | 0.02 |
| 銀 | 0.1 | 0.002 |
| ナトリウム | - | 1.0 |
| 亜鉛 | 5 | 0.001 |

| 実施された分析 | MCL (mg / l) | 検出 限界値 |
|------------------------------------|-----------------|-----------|
| 無機化学物質と物理的要因： | | |
| アルカリ度 (CaCO ₃ の全量) | | 20.0 |
| 塩化物 | 250 | 5.0 |
| 弗化物 | 4 | 0.5 |
| 硝酸塩 (窒素分として) | 10 | 0.5 |
| 亜硝酸塩 (窒素分として) | 1 | 0.5 |
| 硫酸塩 | 250 | 5.0 |
| 硬度 (推奨限界値 = 100) | | 10 |
| pH (標準単位) | 6.5 8.5 | - |
| 溶解した固体の全量 | 500 | 20.0 |
| 濁度 | 1.0 | 0.1 |
| 有機化学物質 - トリハロメタン | | |
| ブromホルム | 0.080 | 0.004 |
| ブromジクロロメタン | 0.080 | 0.002 |
| クロロホルム | 0.080 | 0.002 |
| ジブromクロロメタン | 0.080 | 0.004 |
| 上記の全量 | 0.080 | 0.002 |
| ベンゼン | 0.005 | 0.001 |
| 塩化ビニル | 0.002 | 0.001 |
| 四塩化炭素 | 0.005 | 0.001 |
| 1,2 - ジクロロエタン | 0.005 | 0.001 |
| トリクロロエタン(TCE) | 0.005 | 0.001 |
| 1, 4 - ジクロロベンゼン | 0.075 | 0.001 |
| 1,1 - ジクロロエタン | 0.007 | 0.001 |
| 1,1,1 - トリクロロエタン | 0.2 | 0.001 |
| ブromベンゼン | - | 0.002 |
| ブromメタン | - | 0.002 |
| クロロベンゼン | 0.1 | 0.001 |
| クロロエタン | - | 0.002 |
| クロロメタン | - | 0.002 |
| 2 - クロロトルエン | - | 0.001 |
| 4 - クロロトルエン | - | 0.001 |
| ジブromクロロプロパン (DBCP) | - | 0.001 |

| 実施された分析 | MCL (mg/l) | 検出 限界値 |
|-------------------------|---------------|-----------|
| 有機化学物質 - トリハロメタン | | |
| ジブロモメタン | - | 0.002 |
| 1,2-ジクロロベンゼン | 0.6 | 0.001 |
| 1,3-ジクロロベンゼン | 0.6 | 0.001 |
| ジクロロフルオロメタン | - | 0.002 |
| 1,1-ジクロロエタン | - | 0.002 |
| トランス 1,2-ジクロロエタン | 0.1 | 0.002 |
| シス 1,2-ジクロロエタン | 0.07 | 0.002 |
| ジクロロメタン | 0.005 | 0.002 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.005 | 0.002 |
| トランス 1,3-ジクロロプロパン | - | 0.002 |
| シス 1,3-ジクロロプロパン | - | 0.002 |
| 2,2-ジクロロプロパン | - | 0.002 |
| 1,1-ジクロロプロパン | - | 0.002 |
| 1,3-ジクロロプロパン | - | 0.002 |
| エチルベンゼン | 0.7 | 0.001 |
| エチレンジブロマイド (EDB) | - | 0.001 |
| スチレン | 0.1 | 0.001 |
| 1,1, 1,2-テトラクロロエタン | - | 0.002 |
| 1,1,2,2-テトラクロロエタン | - | 0.002 |
| テトラクロロエタン (PCE) | 0.005 | 0.002 |
| 1,2,3-トリクロロベンゼン | - | 0.002 |
| 1,2,4-トリクロロベンゼン | 0.07 | 0.002 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.005 | 0.002 |
| トリクロロフルオロメタン | - | 0.002 |
| 1,2,3-トリクロロプロパン | - | 0.002 |
| トルエン | 1 | 0.001 |
| キシレン | 10 | 0.001 |
| メチル・ターシャール・ブチル・エーテル | - | 0.004 |

| 実施された分析 | MCL (mg/l) | 検出 限界値 |
|-----------------------------|---------------|-----------|
| 有機化学物質 - 殺虫剤、除草剤、PCB | | |
| アラクロール | 0.002 | 0.001 |
| アトラジン | 0.003 | 0.002 |
| クオルデン | 0.002 | 0.001 |
| アルドリノ | - | 0.002 |
| ジクロラン | - | 0.002 |
| ジエルドリン | - | 0.001 |
| エンドリン | 0.002 | 0.0001 |
| ヘプタチオール | 0.0004 | 0.0004 |
| ヘプタチオール エポキシサイド | 0.0002 | 0.0001 |
| ヘキサクロロベンゼン | 0.001 | 0.0005 |
| ヘキサクロロシクロペンタジエン | 0.05 | 0.001 |
| リンダン | 0.0002 | 0.0002 |
| メトキシクロール | 0.04 | 0.002 |
| PCB | 0.0005 | 0.0005 |
| ペンタクロロニトロベンゼン | - | 0.002 |
| シルベックス (2,4,5-TP) | 0.05 | 0.005 |
| シマジン | 0.004 | 0.002 |
| トキサフェン | 0.003 | 0.001 |
| トリフルラリン | - | 0.002 |
| 2,4-D | 0.07 | 0.010 |

これらの試験結果は情報提供の目的にのみ使用することを意図したものであり、規制遵守の目的のために使用されてはならない。

付属書類 – 工場に対する注意事項

以下の注意事項は、監査を受ける工場が従うことが推奨される事項であって、監査人のための「ガイドライン」の一部を構成するものではない。工場は、これらの注意事項を付属文書 II ガイダンス・ドキュメントの該当条項とあわせて読むべきである。

条項

注意事項

- 9.5 「予防メンテナンス」とは、「機械類、設備、施設の各種システム」の故障を防止し、安全で有効に使える期間を長くするために、定期的、統一的に、継続的かつ計画的に行われる措置のことである。設備毎にメンテナンスのスケジュールを立て、実施された全ての修理について、使用した部品、修理した部品、作業を行った者の氏名の記録が保管されるべきである。
- 10.1 契約会社は、緊急時の安全戦略だけでなく、復旧戦略も要求する可能性がある。復旧戦略には、稼動を回復するための計画を盛り込むべきである。計画には、稼動のための（同じ機能を持った）設備とサービスを提供することができる請負業者のリストを入れるべきである。製造を行うことができる臨時の請負業者についても検討すべきである。
- 11.2 「E.H.S.に関する方針」は、次に挙げることの全てか、又は一部を含むことができる。

一般的な注意事項 環境安全衛生（E.H.S.）の方針

効果的な E.H.S プログラムの実施は、作業場の怪我や病気の減少に繋がり、その結果、作業場の事故に関連する費用を最小化するものである。

E.H.S.プログラムの成功は、組織内にある全ての職階と職務に係わる職員が次のことについて主体的に関与することを約束（commit）するかどうかにかかっている。

- ・ E.H.S.方針を作成する
- ・ （E.H.S）方針を支援するプログラムを実施する
- ・ プログラムの有効性を測定する
- ・ 結果及び改善措置を検討し、継続的に改善するために努力する

E.H.S.プログラムの目的は、できる限り危険を取り除き、また、人々を危険から遠ざけるようなコントロール措置を作成し、実施することである。これが不可能な場合には、作業活動は、その計画を立て、怪我や病気を防止するのに必要な事務管理上の措置を通じて管理されるべきである。

（ここに会社の名前を挿入する）は、継続的に改善を行っていくプロセスを通じて、我々の従業員や共同体に対して安全、衛生的、環境上の責任を全うした職場を確立していくべく主体的に関与することを表明します。

我々は、

- ・ 会社を安全かつ優れた環境を達成する方向にもっていくために、継続的な改善についての戦略を提供します。
- ・ 漸進的に「全ての関連する規制、基準」に積極的に適合していきます。
- ・ リスクを減少するために、環境、衛生、安全に関する基準を我々の施設において統合し、事故のない職場を作ることに努力します。
- ・ これらの方針の目標を管理するため、E.H.S.調整担当者を任命します。
- ・ 「我々の施設に関連した環境、衛生、安全の懸念」に取り組むため、我々の従業員と話合の場を持ちます。
- ・ 我々の施設を定期的かつ計画的に監査することで、環境、衛生、安全に関する実施状況を査定します。

- 11.3 EHS 調整担当者は、施設の経営陣が環境、衛生、安全のプロセスを作成、発展、実施していくことを支援する。
- 11.4 EHS チームのメンバーは、指導を行い、EHS の認識とその利益について啓発し、職場での EHS システムの実施、評価、改善を行ううえで、施設の経営陣を支援するために、従業員を巻き込んでいくことを推進する。
- 11.6 新しい仕事の段取り、危険性、管理を理解することにより、従業員が、自分自身で怪我をしたり他人に怪我をさせる危険性を予防することができる。
- 11.12 参考のため、MSDS の例を以下に記載する。MSDS は、危険な化学物質について、その特性、化学成分、曝された場合の潜在的危険性、使用・取扱・保管に必要な事前の注意事項の概要を示すことを意図したものである。「MSDS の入手・開示の可能性」とは、従業員が理解することができる情報の入手・開示の可能性を示すものである。
- 11.13 目録（リスト）の要素（記載事項）として、化学物質の商標名、成分、成分のパーセント、CAS 番号（化学物質抽出サービス登録番号）又は国内のこれに相当するもの、使用・保管の場所、危険性、MSDS の日付が盛り込まれるべきである。この情報は、危険性の評価、従業員の訓練、危険廃棄物の処分、大気や河川への放出の可否、流出した場合の評価、掃除の場合に使用される。
- 11.16 参考のため、事故／ニアミスの調査報告書の例を以下に記載する。

物質安全データ・シート (MSDS)

11W7553

製品名： ウォーターベース・ホワイト # 43401602 HMIS コード番号： HFRP
製品コード： 11W7553 100G

=====
セクション 1 - 製造者の特定
=====

製造者の名称： Coatings Resource Corporation
住所： 15541 Commerce Lane, Huntington Beach, CA 92649
緊急時の電話連絡先： (800)535-5053 作成年月日： 02/02/18
情報要請の際の連絡先： (714)894-5252 記入者氏名：

=====
セクション 2 - 危険成分 / SARA III 情報
=====

| 危険成分 | CAS 番号 | 蒸気圧 | | 重量 パーセント |
|-------------------------|--------|---------|------|-------------|
| | | mm Hg @ | 温度 | |
| * エチレン・グリコール・モノブチル・エーテル | 111762 | 0.6 | 68 F | 10% - 15% |

OSHA PEL : 50 ppm ACGIH TLV : 25 ppm OTHER : 75 ppm

* は、タイトル III の 313 項と 40 CFR 372 の報告義務が課された有毒化学薬品である。

=====
セクション 3 - 物理的 / 化学的特性
=====

沸騰範囲： 212-338 Deg. F 比重 (H2O = 1) 1.21
蒸気濃度： 空気より軽い 蒸発率： エーテルより遅い
コーティング： V.O.C. : 2.48 lb/gl 材質 V.O.C. : 1.04 lb/gl
水溶解度： 溶解する
外観と匂い： ほのかにアンモニアの匂いがする粘り気のある液体

=====
セクション4 - 火災と爆発の危険データ
=====

フラッシュ・ポイント：N/A 使用した試験方法：
容積に対する空气中発火性限度： 最低： N/A 最高： N/A

消火手段：泡、CO2、粉末消火剤、霧状水、その他

特別の消火方法： 顔を完全に覆う自給式呼吸器具を着ける。容器を冷やすために水を使用することも可能。

異常な火災や爆発がおこる危険性： 本製品は、水が全て蒸発しない限り、燃焼しない。

=====
セクション5 - 反応データ
=====

安定性： 安定

避けなければならない状況： 冷凍を避けなさい。裏打ちした容器かプラスチックの容器に保管しなさい。溶剤をベースにした材料と混ぜ合わせてはならない。

避けなければならない材料： 強い酸化作用のある物質との接触を避けなさい。

危険な分解、又は、副産物： 一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物など、通常の燃焼で生成されるもの

危険な重合： 起こらない。

=====
セクション6 - 健康への危害データ
=====

吸い込みによる健康への危害、曝されたことによる症状

蒸気によって鼻、喉、呼吸管に刺激があることがある。高度の蒸気濃度は、頭痛、めまい、疲れ、吐き気、時には意識不明、窒息さえ起こす。

皮膚と目への接触による健康への危害、曝されたことによる症状

目 激しい刺激があったり、赤くなったり、涙が出たり、視界がぼやけたりすることがある。

皮膚 長時間あるいは反復して曝されると、中度の刺激を感じたり、乾燥肌になったりすることがある。

皮膚からの吸収による健康への危害、曝されたことによる症状

長時間あるいは反復して曝されると刺激を生じることがある。材料の脱脂作用による乾燥肌や皮膚炎を起こすこともある。

摂取による健康への危害、曝されたことによる症状

胃腸への刺激、吐き気、嘔吐、下痢を生じることがある。嘔吐により、摂取した液体の吸入が起こり、その少量が吸入を原因とした肺炎を起こす可能性がある。

健康上の危害（急性および慢性）

急性 - 目、鼻、呼吸管、皮膚への刺激を起こす可能性がある。また、過度に曝されることにより頭痛、吐き気の症状が出る。

慢性 溶剤は皮膚吸収されると有毒となる可能性がある。試験所の動物の中には、過度に曝されることにより、腎臓や肝臓、赤血球への損傷が生じるものがある。

発癌性：

NTP 発癌性物質：なし

IARC モノグラフ：なし

OSHA 規制：なし

発癌性はない

通常、曝されることによって悪化する身体上の状況：

呼吸の状態、先在している皮膚の不調、肝臓・腎臓の病気

緊急時の応急処置

目の接触 大量の水で洗う。もし刺激がとれない場合にはすぐに医療を受ける。

皮膚の接触 曝されたところを洗う。汚れた衣服を脱ぐ。もし刺激がとれない場合にはすぐに医療を受ける。

摂取 吐かせようとしてはいけない。もし、自然に吐いた場合には、液体が肺に吸い込まれるのを防ぐために頭を腰より低くする。すぐに医療を受ける。

吸入 新鮮な空気のある場所に移す。必要なら呼吸を回復させる。症状に対する処置を行う。すぐに医療を受ける。

===== セクション7 - 安全な取扱いと使用のための予防措置 =====

材料が外れたり、こぼれたりした場合に行うべき措置

全ての発火源を取り除く。材料がこぼれた場所を囲う。液体をくみ出すか、吸い取りを加えて材料を適切に廃棄する（下記参照）。風を良く通す。もし、材料が汚水溝や水路や地面に入った場合には、責任者に通報する。

廃棄物の処分方法

地方、国、連邦の法規制によって承認された方法で材料を処分する。廃棄物の取除きを行う前に、このシートの他の項目に記載されている危険に関する注意事項を参考にする。

取扱い及び保管の際の注意事項

適切な保管技術を用い、高温、火花、裸火を避けて保管する。漏れを防ぐため、蓋をしっかりと閉め、真直ぐに立てる。容器は、それが空になった場合でも、爆発性の気体が入っていることがある。容器の上やその近くで、切断、ドリル、溶接、粉砕を行ってはならない。

その他の注意事項

警告 - カルフォルニア州に於いて、癌、出産異常、生殖に関して有害であると認識されている検知量の化学物質がこの製品から検出される可能性がある。（カルフォルニア州衛生安全法 [セクション 25249] の提議 65）この物質は、当該物質を扱う全ての者がすべての安全上の注意事項を読んで理解した後に使用するものとする。空になった容器を溶接したり、火災切断を行ってはならない。子供の手の届かない所に置くものとする。

===== セクション8 - 管理措置 =====

呼吸の保護

「製品や部品の TLV」が超過している場合は、適切な環境上の管理がなされていなければ、NIOSH・MSHA が認可した空気を供給する呼吸器具の使用が薦められる。曝されることが少なくなるように工学上又は事務管理上の措置が取られるべきである。または、認可された化学的/機械的なフィルターのついた呼吸器具を使用しても良い場合がある。

換気

曝露が限界値以下に保たれるように、機械的な換気（全般的又は局部的な排気）を十分に行う。

保護手袋

非溶解性のプラスチック製； 長時間にわたって曝される場合に薦められる。

目の保護

OSHA の基準に適合した、「化学物質の跳ね防止ゴーグル」が薦められる。

その他の保護用衣類および器具

反復して、又は長時間にわたって曝されることを防ぐために必要な、その他の保護備品は、OSHA の基準に適合しなければならない。

作業 / 衛生管理

食事の前やトイレを使用した際は手を洗う。指定された場所でのみ喫煙する。安全のためのシャワーを備える。

===== セクション 9 - 輸送と保管 =====

華氏 40 - 100 度の間で、適切に封をした容器に保管する。

===== セクション 10 - 否認条項 =====

ここに記載されている情報は、現在我々が入手可能なデータに基づいたものであり、正しいと思われるものである。しかし、Coatings Resources Corp.は、このデータの正確性とこれを使用したことによる結果について、明示的・黙示的であるとを問わず、何らの保証を行うものではない。また、Coatings Resources Corp.は、この製品を使用したことによって生じた傷害について、何らの責任を負うものではない。

事故 / ニアミス調査報告書

怪我 / 病気

財産への損害

ニアミス

その他

| | | | | |
|--------------|--|--|---|---------------------------------------|
| 事務 管 理 | 工場 _____ 部門 _____ シフト _____ 事故の場所 _____ 事故の年月日 _____ 事故の時間 _____ 事故が発生した日 月火水木金土日 残業時の発生 はい いいえ 事故に巻き込まれた者の氏名 _____ SSN(ソーシャル・セーフティ・ナンバー) _____ 従業員 ID _____ 性別 男 女 年齢 _____ 上司名 _____ 仕事の内容 _____ 勤続年数 _____ 現在の仕事の勤続年数 _____ 目撃者の氏名 _____ | | | |
| 医 療 | 怪我の分類 _____ 状況 _____ 怪我 / 病気の内容 _____ 体の部位 _____ 加療内容 _____ | 致命傷 _____ 医療処置が必要 _____ 仕事に復帰 _____ 工場外の医療機関に移送 _____ | 数日の休職 _____ 応急処置が必要 _____ 家庭に送還 _____ | 業務について 制限を加える _____ 病院に移送 _____ |
| 財 産 | 損害の種類 _____ 損害の内容 _____ _____ _____ | 建物 _____ 道具 _____ 材料の取扱い用設備 _____ | 固定設備 _____ 材料 _____ | 自動車 _____ 製品 _____ |
| 内 容 | 事故内容 _____ _____ _____ _____ _____ _____ | | | |

該当するもの全てに印を付けて下さい。

| 原因の分析 | 直接の原因 | | 根本的な原因 | システムの改善 |
|--|---|---|--|---|
| | 安全でない行為 | 安全でない状況 | | |
| | 時間を節約するために急ぐ 責任者なしで操業 警告の欠如 安全確認の欠如 不適切なスピード 安全装置の不作動 欠陥設備 / 器具の使用 設備 / 器具の不適切な使用 PPE (個人用防護具) の不使用 PPE の不適切な使用 稼働中の機器 ロックアウトの欠如 馬鹿騒ぎ 持ち上げ、引き、押し、伸ばしにおける過度の力 突然の位置変更 危険に遭遇する位置に体を置く その他 | 人間工学的な設計の欠乏 保護が不適切 設備 / 器具の設計不良 設備の欠陥 / 損傷 設備への過度のエネルギー供給 混雑 配置の不適切 警告システムが不適切 換気が不適切 大気が危険な状況 照明不足 整理清掃 (housekeeping) の不足 スリップ / 落下の危険性 その他 | 手順が設定されていない 手順の不知・理解不足 手順に従っていない 手順が不適切 訓練の欠如 監督の欠如 コミュニケーションが不適切 不十分な計画 知識の欠如 技術の欠如 実行の欠如 作業負荷が過重 不快の回避 努力の回避 身体障害 感情の影響 疲労の影響 病気の影響 薬物・アルコールの影響 その他 | 経営陣の責任と説明責任 経営陣の訓練 計画に沿った点検 仕事の安全性の分析 事故 / ニアミスの調査 仕事の安全性の観察 緊急時への準備 安全な作業の実行 事故の分析 従業員の訓練 PPE (個人用保護具) 健康管理プログラム 評価と測定 工学的な管理 コミュニケーション グループ会議 雇用と配置 規則の実行 整理清掃 (housekeeping) その他 |
| 直接の原因 (説明して下さい) _____ _____ _____ 根本的な原因 (説明して下さい) _____ _____ _____ システムの改善 (説明して下さい) _____ _____ _____ 改善行動 (アクション) _____ _____ 完了目標年月日 _____ 完了年月日 _____ | | | | |
| 費用 | 直接費用 | | 間接費用 | |
| | 医療費用 建物への損傷 材料の損傷 その他 | 法的費用 設備 / 道具の損傷 製品の損傷 | 生産の遅れ 再訓練 事務 同僚の時間 | 調査時間 修理 怪我をした作業員の時間 その他 |
| 承認 | _____ (活字体で記入) | | _____ (署名) | _____ (日付) |
| | 調査者 / 監督者 _____ 部門のマネージャーの承認 _____ 安全担当マネージャー / 調整担当者の承認 _____ | | | |

要請に応じて、文書を追加する。

「ガイドンス・ドキュメント 3.3 項」に記載されている「1時間当たりのレート」の計算方法

- 3.3** 施設が支払う賃金と補償は、標準労働時間と残業に関する現地の法定の要求事項を満たさなければならない。記録されている情報が最新のものであることを確認するために、この法律と「文書化された方針」の日付を、賃金と補償の支払記録と比較すべきである。従業員の賃金を出来高賃金で支払う場合は、従業員の賃金は、通常の最低賃金と同等のものでなければならない。現行の最低賃金を記録しなさい。通常の週間労働時間に残業が含まれているか、いずれの日に残業したかを確認する。詳細を記録しなさい。

計算の例：（仮定の祝日数（カッコ内）と休日数等を用いる。監査人は工場の立地している地域における正しい数字を使用する。）

- ステップ 1：法定の最低月給額を確認する。ここでは例として法定最低月給は「通貨 Z で 400」を用いる。
- ステップ 2：1年の総日数から年間の法定祝日数（10）と休日数（例えば週末）（104）を引く。この例では $365 - 10$ （法定祝日） $- 104$ （休日） $= 251$ （就業日）、 $(365 - 10 - 104 = 251)$
- ステップ 3：就業日の数を月の数で割る。 $251 \div 12 = 20.92$ 毎月の平均就業日
- ステップ 4：20.92日に通常の1日の労働時間（例えば8時間）を掛ける = 1ヵ月の労働時間 167.35時間
- ステップ 5：法定月間最低賃金（Z400）を1ヵ月の全労働時間（167.35）で割る。 = Z2.39。

時間外労働賃金の計算：

- (a) 167.35時間で割られた法定月間最低賃金 = 通常勤務日における時給
- (b) 通常勤務日の時給 × 通常勤務日の時間外労働の法定係数（例えば 1.5） = 通常勤務日の時間外労働の時間給
- (c) 通常勤務日の時給 × 休日労働の法定係数（例えば 2.0） = 休日労働の時給。
- (d) 通常勤務日の時給 × 法定祝日労働の法定係数（例えば 3.0） = 法定祝日の時給

付属文書

改善実施計画（アクションプラン）

注：本文書は、企業行動規範の本文と付属文書：「（企業行動規範が）遵守されているかどうかの評価の方法」、付属文書：「監査のチェック・リストとガイダンス・ドキュメント」と共に使用すべきものである。

報告書番号： _____

工場名： _____

公式の連絡先： _____

インタビューを受けた人： _____

調査の理由： _____ 初回の監査 _____ フォローアップ監査
_____ 生産現場監査 _____ 事前通知のない監査
_____ その他（特定して下さい）:

結論： _____ 合格
_____ 条件付の合格（次ページ以降に記載されている是正措置を講ずることが喫緊の要であり、それを適時に実施することが要求されている）
_____ 不合格

再監査が要求される場合は、予定された日程を記入して下さい： _____

調査者： _____ 職位： _____ 日付： _____

評価者： _____ 日付： _____

承認者： _____ 日付： _____

概要： _____

以下の項目に適合することは、ICTI 企業行動規範を遵守する上で必要なことである。以下の項目に適合しているかどうかは、付属文書 II：監査のチェック・リストを用いて決定される。

遵守は、できるだけ短い期間のうちに遵守することが期待される。例外は、生命への危険がある場合や虐待的な状況にある場合で、これらの場合は即時に是正される必要がある。

| 項目 | 許容されるか否か | 否の場合には、要求される改善措置を詳しく述べて下さい(必要ならページを追加する) | 優先度コード* |
|-----------------------|-------------------|--|---------|
| 1. 会社についての一般的な情報 | [] はい [] いいえ | | |
| 2. 労働時間 | [] はい [] いいえ | | |
| 3. 賃金 & 補償 | [] はい [] いいえ | | |
| 4. 児童労働 | [] はい [] いいえ | | |
| 5a. 強制労働 | [] はい [] いいえ | | |
| 5b. 囚人労働 | [] はい [] いいえ | | |
| 6. 懲戒 | [] はい [] いいえ | | |
| 7. 差別 | [] はい [] いいえ | | |
| 8. 従業員の代表 | [] はい [] いいえ | | |
| 9. 施設 | [] はい [] いいえ | | |
| 10. 防火 | [] はい [] いいえ | | |
| 11.a 全般的な環境健康安全 (EHS) | [] はい [] いいえ | | |
| 11.b 健康と安全 | [] はい [] いいえ | | |
| 11.c 環境 | [] はい [] いいえ | | |
| 12.a 福利厚生 - 従業員寮 | [] はい [] いいえ | | |
| 12.b 福利厚生 - 売店と食堂 | [] はい [] いいえ | | |
| 12.c 福利厚生 - 医療サービス | [] はい [] いいえ | | |

* 是正措置の要求についての優先度コード

| | | | | | |
|---|-------|---|-------|-------|-----------------|
| A | 与える影響 | 高 | 達成可能性 | 容易 | 即時に行動することが要求される |
| B | 与える影響 | 中 | 達成可能性 | 容易 | 1 ヶ月以内に完了 |
| C | 与える影響 | 高 | 達成可能性 | 困難 | 3 ヶ月以内に完了 |
| D | 与える影響 | 中 | 達成可能性 | 困難 | 6 ヶ月以内に完了 |
| Z | 与える影響 | 高 | 達成可能性 | 非常に困難 | 3 ヶ月以内に作業プランを提出 |